

いへりはじめは火の間やゝ離れて見ゆるをやうく其間々に大小の火どもいづつぎく數添はりゆくに曉に到りて盛なる時は海上一つらに連なりて見ゆ其光また大小のさまもすべて星の如し大かた横さま二里ばかりにも連れりかくていよく盛なるに程なく東の空しらみて夜も明けゆけば其光にげたれるやうに火消えゆく明はてねればあともなし、風雨の夜は一つも出ることなし、風たえても餘波あれば出ることすくなし、いとよく晴れて浪しづかなる夜は誠に多く出づ見る人はいづこなりとも其邊の山に登りて見るなり、磯邊より見ゆれど高き所のごとよく見えず、熊本あたりより見にゆく人は宇土郡松ばせ、さかり松などいふ所の山々は宵のほどよりのほり居て假屋つくり燈火かゝげ酒飲み興じて待つほどに眠るさも忘れぬ、火出てはきうに興を添え明くるを知らず

といふ。不知火の筑紫灣を挿みて此の火の國はあるので、今肥前は東部は佐賀縣の管轄に屬し、西部は長崎縣に屬し、肥後は熊本縣に屬して居る。先づ兩肥の大藩たりし佐賀と熊本とを見て、次で長崎に入ることにしよう。

佐賀及佐賀人 今の佐賀縣の大部分は舊幕時代に於ては鍋島氏三十五萬七千石の所領にして、鍋島氏は、もと龍造寺氏の家宰にして龍造寺は、もと少貳氏の部下であつたから此地方との因縁最も古く、戰國時代に於て薩摩の島津氏と霸を九州に爭ふたる龍造寺隆信の戦死して其の子政長、家を繼ぎしも幼にして國を保つ能はざりしを以て政長の叔父なる鍋島直茂、代りて之に當り、此に鍋島氏は起つて豊臣氏の世にも本領は安堵し、徳川氏に入つても變ることなくして維新に至つたので、龍造寺隆信と鍋島直茂とは佐賀人士崇敬の大標目にして此二人の言行を中心として佐賀の士風を策勵したのは今より二百七八十年の昔、佐賀に出てたる石田一鼎によつて唱道せられ、其高弟山本常朝の師の言を筆記したる「葉隱」といふ小冊子で、此の訓言の主意を信仰するものを葉隱れ武士といひ、以て一藩の士風に大影響を與へたのである。此書の主意は「我が身を主君に奉り、死切つて生靈となつて二六時中、主君の御事を歎き、事を調べて進上申し、御國家を固むるといふ所に眼をつけねば奉公人とはいはれぬなり」と心得、釋迦も孔子も楠も信玄も終に龍造寺鍋島に被官掛け

肥前人

られ候、これなく候得ば當家の家風に叶ひ申さざることに候」と御家を大切にし、武士は首が飛んでから一仕事すべきを思へといひ、(一)主君の御用に立つべき事、(二)親に孝行致すべき事、(三)大慈悲心を起し人の爲めに成るべき事、(四)武道に於て後れを取り申すまじき事を四誓願とし、「武士は毎朝くくもう死ぬく、今朝死ぬと覺悟するを以て毎日念ずる信心條目とした。此の精神が佐賀人をして君恩を感戴する念極めて篤く、且つ他國人に對して勝つことを好み、其の極、瘠我慢、負惜みの氣象をも造つたのであらうが柔弱緩慢の風なきは其の美所たるを失はぬ。彼の「人國記」の「當國の風俗は山陰を合せたるよりも猶ほ勇氣ありて、武勇に至ては義を知りてひるむ色なし、まこと其の國の風土を生れ得たると云ひながら百人に一人此風なければ殊の外めづらしきやうなり。武士の風猶ほ以て此の如し、只溫和の志を知らざるなり、上を敬ひ下を恵み、主君の爲めに命を捨ることを常に願ふなり、百姓町人男女ともに遁れざる罪科にて死に至るといへども、毛頭命を惜む氣象なし。といひ、註に「中古龍造寺隆信の氣象能く國風を生み得たりと見ゆ」といへるは殊に此の佐賀人に

適當なるを覺ゆ。かく佐賀は武強の國たると共に、文事も決して閑却せられたる國ではない。鍋島氏の創業を助けたる閑室和尚は肥前小城郡の人にして初め京都の南禪寺に學び、後足利學校に移つて九世の校主となつた碩學で、「四書口義」「五經口義」等の著ありて文教に貢献せしこと少からず。鍋島氏爲に小城郡池上ヶ里に三岳寺を創し、二百石を付したに見ても明かで、藩の聖堂は早く元祿四年に創設せられ、藩學弘道館は天明元年に建てられ石井鶴山、古賀精里をして司らしめ文武兩道を獎勵し、終に維新の際に當り上には閑叟公の如き名主を出し、下には薩長土三藩と共に國事に奔走する多くの人材を出に至つたのである。佐賀の名物は昔は「餡鈍豆腐に長脇差、チンチクばやしに勝ち鴉」と云はれ、土風も他と異り、此國には羽に白斑あつて鍋島家の紋に似たる鴉ありて藩祖直茂朝鮮征伐の時、船の檣上に止つて終に此國に來りしものと云はれ、其外「ムツ五郎」と稱する長さ五六寸、巨頭にして兩眼突出し、狀貌頗る獰惡なる奇魚の有明灣内泥沙の中に產するあつて地方人の賞玩する所となり、外に小蟹と味噌とに唐辛を入れて搗き混ぜたる蟹味噌なるものあり、小蟹と蟹味噌

は甲の儘に碎きたるなれば頗る蠻勇的のものであるが、これ亦しばく同地人の食卓に上る珍味である。同じ肥前の國であるが之れを長崎料理の都雅なるに比して佐賀人の氣風をトする一助とすることが出来る。「佐賀名物ア、ニヤゴトコツキヤー(何をいふか)コン畜生、アライヤバン(否である)ト、ジョーナンシゴサンナ(串戯すな)」との俗謡に現はるゝ如く方言多きが、同じく佐賀縣に屬するも舊唐津領(小笠原氏六萬石)に入ると其の譜代大名にして、しばく國替ありし等の事情により多くは東京語にして風景も佐賀の穀風景なるに似ず、虹の松原の白砂青松あり、地には近松門左衛門が曾て此寺に難僧たりしと傳ふる近松寺あるにも由るか歌舞大に流行して風俗自から佐賀地方と異なるものがある。

小城郡多久は舊鍋島氏の國老多久氏の城下にてこゝの聖廟は邑主多久安文(龍造寺氏の後裔)の創設にして初めは支那舶來の生き聖像を祀りしが、元祿年間之れを改築して神殿風の壯嚴なるものとすると共に京都の儒者中村暢齋の監造にかかる聖像を以てしれを忠信孝悌の神として祀り、こゝを距る二里、山口村には初めに此の聖廟に祀られたる孔子像を收めたる孔子神社あり、一村の氏神とし別に祠

佐賀言葉

唐津領

多久の聖廟

佐賀縣の寺院

肥前坊主

有田燒

官なく、氏子總代之れに代つて祭事に従つて居る(舊藩と新人物)のは他に類なき神社である。

佐賀管内寺院總數九百八十其の最も多きは真宗の二百七十一なれど、こゝに面白きは舊鍋島領にては柳營に於て藩主と座席を争ひしが爲めに禁じたりと傳へられて昔は一の大谷派を見なかつた事である。真宗に次では曹洞の二百六十、臨濟の百六十三、其の餘は百に満たないのであるが、古來肥前坊主の諺ありて此國には高僧を出して居ることが少くない。眞言新義派の祖興教大師、先きに舉げた臨濟の閑室和尚を初め大潮、潮音、獨庵、月舟等がある。

物質的方面に於て忘るべからざるは俗に伊万里焼を以て知られたる西松浦郡有田町を中心とせる陶磁器にして文祿元年藩祖直茂、豊公征韓の軍に従ひ凱旋の時彼の地南原より高麗焼の工人百五十名を率ひて歸朝し、其の一を名護屋城下(東松浦郡唐津町の東北三里)に留め、其の半數を小城郡多久に留めて工場を起せしが其の中金ヶ江三平(韓人李氏歸化して金ヶ江を姓とす)元和二年有田に移りて陶業を初め、後、寛永年中同地泉山に磁礦を發見して字上白川に窯を起して始めて磁器を製するに至り、初め豊臣氏の陶器師高原五郎七に學びし酒井田柿右衛門なるもの元和の頃始めて吳州焼の工場を設けて製造に從事し、多久に居りし韓人も亦此に移りて斯業を助けしより漸次隆盛に赴き、今や同郡のみにても年額四十四萬圓に達し、其の他藤津、杵島、三養基の各郡に亘り、縣下產額は六十二萬圓と計せられ

て居る(佐賀縣案内)

佐賀名物浮立 佐賀人の勇ましき氣風を想望すべきものに浮立(又浮龍と書く)といふ一種の舞曲があつて郷社の祭禮、佛閣其の他公共的建築物の棟上式、雨乞ひ道路橋梁の開通式及び地方出身名士の歓迎餘興等に行はれて居る初めは佐賀郡神野村なる風浪大權現の神授に出づといひ、又藩祖が朝鮮より凱旋の時水夫の踊りしに基くともいひ、明かでないが、其の囃子の勇壯なるは確に佐賀人の氣風を示すものである。山上曹源氏の談にいふ。

浮立の種類に三種あり、面浮立、鐘浮立、鼓浮立これなり。

面浮立の組織笛と太鼓と鐘と躍り子とよりなる。笛吹きは二人以上——略式には一人の時あり、——太鼓は唯一に限り、鐘は二個以上を要し、躍り子は少なくも二十名、多きは百名以上の場合ある。この内笛吹きと太鼓打ちと躍り子とは男子に限り、鐘打ちは多く若き處女その任に當る。而して二名の女子相對立して、肩より一個の鐘をつるし、少しそれ身になりて手に手に直徑二三寸の藤葛もて製せる短かき槌を以て、笛と太鼓とに調子を合せて之を打つ。

此の鐘打ち女は概ね揃ひの着物を纏ひ、頭に青黄赤等の色紙を折り挿める縞笠を冠り、桃色黃色等のをかく。太鼓打ちの冠り物も亦た然り、若し夫れ二名の太鼓擔ぎには概ね當該部落中の抜け作が、少なくとも鈍漢を以て之れに當らしむるに到りては、我その何の故だかを知らず。兎に角此の地方にて浮立の太鼓擔ぎと云へば、莫迦ものゝ代名詞として承認せらるゝは面白し。

躍り子は皆肥前地方特有の鬼面、他地方に見えざる——を冠り、其の上にシヤグマを冠り波に錨、又は浪に龍などを染め抜きたる筒袖の法被を着し、紺の股引に紺の脚絆、白足袋草鞋を穿き、頸より直徑約一尺大の鼓をつるし、絹糸製丸打の櫂をかけ、それに大なる房を下げ兩手に長さ五六寸の撥を持ち、笛の譜に調子を合せて躍り舞ふ。其の躍りや如何にも壯勇にして活潑なり。

面浮立の譜は十五種以上あり、一々その名を異にす、例せば神の前——神社佛堂の前にて最初に奏するもの——道ばやし——道を歩きながら躍るもの等の如き之れなり。而も其の笛の譜の何の意味たるやを知るものなし

この面浮立は往時朝鮮征伐の凱旋に際し、水夫の踊りしものなりと傳ふ。

鐘浮立は笛と一個太鼓と大小五個の音を異にする鐘とより成る。此の場合には面浮立と異り、鐘は一個づゝ二人の男子に擔がしめ、又別々に鐘打ちとして青年男子これに當る。これにも亦踊りを伴ふことあり、例せば三番波なる踊りを演ずるものは二人以上の男子にて、道ばやしに伴ふ踊り子は數十名の少女なり。

これにも亦た數十種の譜あり、而も面浮立と異り大小五個の鐘は、一番鐘より五番鐘に到るまで、皆その打つ場合を異にし、而も譜に應じて調子を亂さるやうに之を打たざる可らず。

鼓浮立は笛と鼓とよりなる。されど此の浮立は前二者の如く普く流行せず、又あまり面白からず。

浮立を演ずる場合は一にして足らずと雖も、先づ郷社の祭禮、佛閣その他公共建築物の棟上式雨請ひ、道路橋梁等の開通式及び地方出身の知名の士の歓迎餘興等を尤とす。

熊本及び熊本人 佐賀の鍋島氏が殆んど土着の關係を有せるに對し、肥後

はしばく領主を替へ豊臣秀吉は之れを佐々成政に與へ、後、成政の政を失するや、其の封は加藤清正(熊本二十萬石)小西行長(宇土二十萬石)之れを分治し、關ヶ原後、小西行長は失敗し、加藤清正は功によつて二十七萬石を増し、小西氏の邑を併せて五十二萬石となり、寛永九年其子忠廣の封を奪はるゝや、細川忠利、之れに代り、僅に人吉二萬二千石を除きて殆んど肥後全部は熊本を居城とせる細川氏(四十四萬石、別に宇土に三萬石、新田に三萬五千石)の共に細川氏たるありの所領となつたのであるが、肥後人の誇とする熊本城は應仁の頃菊池氏の一族出田筑後守秀信初めて此地に隈本城を築き、(今の千葉城)後、大永の頃大友氏の旗下たる鹿子木寂心こゝに在城して西南の一丘に移り築きしも(今)の所謂古城(共に規模の狭小なるものに過ぎざりしを清正の入國するや、寂心の築きし所より東北茶臼山に地を相し、慶長六年より同八年にかけ經營三年にして之を築き、名を熊本城と改めた天下の名城で、其後細川氏の代となるも、加藤清正の崇拜は深く地方人の心に印し、殊に其の崇拜は日蓮と關聯し清正が入國に際し城内三の丸に天台宗三寶院といふ寺跡ありしと法華の教刹と

して日眞上人の開基なる發星山本妙寺を大阪より移し、清正薨後、子忠廣の父廟を市外花園村に建て、城内の本妙寺を移せしより熊本の清正公様の名は同教徒の間に喧傳せられ、（別に市内新堀町に錦山神社あり、清正を祀る熊本といへば直に清正を聯想せらるゝまでに至つたのであるが、併し最も多く熊本人の氣風に影響したるものは藩治短き加藤氏にあらずして、三百年間同地方を領したる藩祖細川幽齋并に忠興である、黒頭巾氏曾て熊本人なる徳富蘇峰氏の細川幽齋（蘇峰文選所載）なる一文を紹介して、

蘇峰が幽齋を傳するは短篇なりと雖も、力有り、幽齋の風神、奕々として百世の下、更に人をして敬意を起さしむるに足る。而して其の忠興を評するの一節は、熊本人、其の氣風の根柢する處を自白するものとして見らるべきなり。

幽齋は藩祖なりと雖も、熊本藩を經營したる者は實に忠興なり、蘇峰は彼の人格を傳へて曰く、彼の特色は其外形を絳灌にして其の内密を陳平にしたりき、と又一句、彼は策士中の策士なりと断ず。

蘇峰が忠興に加へたるの人物論は動もすれば肥後出身の先輩が世上より容易に受くる批判ならずんばあらず。

吾輩は舊藩の士風は、藩祖の人格其儘のものなりと断ずるものにあらず、然れども創業者の精神は其の後繼者に影響するの深長なるものあるを信ぜんと欲するなり（舊藩と新人物）

と、舊藩の士風は何れの藩にも藩祖を中心とする傾向があつたから單に創業者後繼者といふ關係以外人爲的に藩祖の精神を繼承せしは事實であるから熊本人も亦幾分其の影響を受けて居るとは否定することは出來ない。之れを佐賀の龍造寺隆信鍋島直茂を中心とするに對すれば此の幽齋は文學的趣味に豊に、忠興は機略に富む點に於て彼の武弁一方を主とすると稍々趣

れども其の勇を數ふるに百分が一なり、武士の風俗は肥前に代りて柔なり、然れども其の意地筑前豊前兩國を合せたるより上と知るべし、但し智あるを以て分別多く、思ひくなる故一和せず」と略ぼ道破し得たるを覺ゆ。一和を欠く肥後人の風は人材多きに拘らず維新の際に一致の態度に出る能はざりし所以にあらざるか。勿論之れには熊本藩の鍋島、島津と異り、徳川氏との縁故深く、藩の方針として倒幕に同意する能はざりし事情もあつたであらうが協同一致の精神に乏しいといふことは確かに缺點の中に算せらるゝであらう。

浮田和民氏は熊本の民族的・精神は天下の大勢に反くにあるとて、平家の盛んなるや源氏を扶け、足利の勢ひ牢乎として抜くべからざるや、又之に背いて居る「維新後、一方には神風連の破裂があり、西南の役には西郷に味方すると云つたやうに、どうも熊本の民族的・精神の方向は何時も天下の大勢に背馳するのである。これは昔、熊襲以來、大勢に背いて一廊を領する傾向が歴史的にあるからであらう」といひ、又「モ一つの特長と云ふのは餘程極端に走る傾向があらう。」〔講義〕と云はれて居る。これらで略ぼ熊本人の氣風を想像すると、が出来るであらう。風俗は肥前よりは稍々優雅なりといへども、尙ほ武強の國たるを失はず。熊本縣案内には熊本の人情風俗を察するの一端となるべしとて、水泳と烟花爆猟とを擧げ、舊藩時代には歩小姓なるものを置き、水泳を以て俸祿を給し、且つ一般の武家にありては水中に溺死する時は其の家斷絶するの嚴制を設けられたれば、熊本市を初め大河の沿岸に住する男子にして水中に浮遊する能はざるものは極めて稀れで、昔は東海道大井川の渡を營業として暴横を極めた雲助も熊本人と見ては畏憚して禮を欠かなかつたといふ。烟花爆竹は昔時は戦闘の用に供し、敵陣を焚くの火矢とし、又信号と爲すの用として武門の家各々之れを練習したるが故に其の技大に進み、今も市内成趣園内に

ある出水神社は春秋二季の祭典には巧妙の火技を演すといひ、更に兎狩に就ては「寒山に狡兎を狩るは熊本にありて、は青年の士神氣を養ひ、筋骨を練るの方便として行はるゝ所なり。而して其の狩獵法も亦一種特異の狩法ありて、自ら他と同じからず、晚秋十月の交、霜葉漸く黄ならんとする頃より、初春暖を回すの時に至るまでを兎狩の季節とす。此季節に於ては各學校の生徒、或は郷黨の朋友若くは種々なる團體等より青年氣銳の人相催して一團を形造り、少きは十數人、多きは數百人相携へ會狩す。今其の法を略述せんに所謂兎網なる長さ七八間の網十數反を持ちて山中に入り、之れを山林の一端に張り、數名の網番を配置して之れを獲る。此時勢子と稱する多數の狩手は他の一方に長く一直線に配せられ、一齊に散兵の形を爲し、大聲高呼して林叢荆棘の間を進み、兎を他端の網に驅り、兎の網に落るや潜匿せる網番は出でて之れを捕獲す。其捕獲するや、狐狸にあらざるよりは悉く赤手之れを捕へ、其の頸を捻りて之れを殺すを法とし、決して竹木を以て之れを樫殺し、若くは刀劍にて之れを斬るを許さず」とある。舊藩時代に武を練る法として兎狩を行ふた所は少

なくないが、狩獵規則の發布せられて普通一般の狩獵と同じく課稅せらるゝ。今日學校若くは團體に於ては此の爲めに納稅して行ふて居るのは當地の特有とすべく、熊本の青年が之れによつて氣骨を鍛ふの功は多いのである。

「熊本縣案内」には教育に就て「九州人士由來武健の氣風に富む、殊に我が東肥にありては古來淳朴の風を貴び、士林の素養一種尙ぶべきの秀粹を備へたりき、加ふるに名君賢佐文教を以て藩士を薰陶し、文學の士、秋山玉山、藏孤山等を初め彬々輩出し後進を率ゐて一藩爲めに矜式する所あり、是を以て文教武技相須つて熊本の盛を鳴らし、爾來流風餘韻傳へて今に至り青年學生の氣風自ら他と秀異する所あり」といふ。舊藩の學校は時習館といひ、寶曆二年藩主細川重賢が秋山玉山等に命じて建設し文武を獎勵し、明治に入つては米人ジエーンス大尉を雇ひしが此人の教育は物質的には農業の改良を促し、精神的には基督教の感化を熊本人に與へ一方神風連などの保守的精神の盛なりし熊本の地に多くの基督教の名士を出したのである。

平戸より長崎へ、肥前の大半は佐賀なる鍋島氏の所領であつたが、今長崎縣に屬する西肥方面は松浦、大村、五島、松平等の小藩に分割支配せられて居つたのである。さて此の諸侯は肥前島原なる松平氏(七萬石)を除いては古き因

縁を土地に有し、久しう地方の豪族として威を振つた家柄で、殊に松浦、五島二氏は島嶼に根據して海上に雄視し、就中、平戸の松浦氏の如きは嵯峨源氏の名門にして八世公久の時檢非違使に補し、肥前松浦御厨檢校として此地に下り、松浦を姓とし、元寇の役にも南北朝の争ひにも肥前松浦黨の名を史上に現はし、二十五世隆信に至ては平戸島及び北松浦半島を中心として附近の島嶼を併せ、更に壹岐一國を略し、五島の一部をも其有に歸して兵力の強を以て現はれ、先きには當時五島に根據を置き自ら徽王と稱し支那日本の海上に暴威を逞うせる明人五峰王直を誘致して平戸に置き、爲に明舶の來航をして頻繁ならしめ、後には葡萄牙船を此地に寄航せしめ、彼の日本最初の切支丹傳道師たるもの多きや、隆信は其の臣籠手田左衛門、一部勘解由を名代として切支丹に入るフランシスコ・ザヴエルを招きて布教の自由を許し、かくて葡萄牙船の來舶する他方には外舶の來往を歓迎したるが爲めに西班牙船來り、和蘭陀船來り、英吉利船來り、加ふるに北支那南支那の商船も此處に集りしを以て貿易の利は國

を富ましめ、肥前平戸の名は海外にまで喧傳せらるゝに至つたのであるが、先きに許したる切支丹は破竹の勢ひを以て島々を教化し、こゝに佛教徒との衝突となり、終に伴天連の平戸立退きを命ずるに至り、其の結果南蠻船は平戸に入らずして大村領内の横瀬浦に舶することとなり、大村氏は新に福田浦を開き、過大の特權を切支丹徒に與へなどしたので、平戸の繁榮は大村領に移ることとなつたのみならず、長崎港が開かれてこれが一時切支丹領になつたものであるから自然と南蠻船は此の長崎に向ふこととなり、其の後、天正年間豊臣氏の切支丹禁制、次で慶長年間の徳川氏の禁制となり、終に天草島原の亂となり、國を鎖して長崎の一港をのみ開くこととなつたから平戸の繁榮は衰へ、平戸の切支丹徒は減じたが、一たび植え付けられたる信仰の種子は容易に滅するものにあらずして繪踏を以て之れを吟味し磔刑を以て之を威嚇しても尙ほ隠密の間に之を信じ、父は子に、子は孫に傳へて居つたので佐賀藩の如きは大藩だけに「弊藩内には異宗門の徒は一人も之れ無く候」と幕府に届け出して繪踏をも行はなかつたが、今尙ほ同地方で子供などに感謝の意を表せしむる

お水方

に「アーメしなさい」などの語の遣つて、居るのはアーメンから來たのであらうといふ人さへあるほどであるが、大村藩の如きは幕府の禁令を勵行したから他領に逃亡するもの多く、平戸領内の黒島、田平、紐差の切支丹は概ね此逃亡者であり、五島領では禁制を勵行せざるのみならず、處分の手數を厭ひて却つて告發するものを罰したほどであるから、彼等教徒の樂園の如くに思惟せられて大小幾十の五島列島には多くの切支丹を遣し、其他に平戸の生月、長崎の浦上、彼杵半島の外面方面には強固なる信者が存して居つたので、彼等の部落にはお帳方といふものあつて一種の宗教暦を保管して祝日を信徒に傳へ、お水方といふものあつて生兒には必ず洗禮を行ひ、之れに教名を授けて男はミカエル、とかジョアンとかドミニコとかペトロ、女はカタリナ、マリヤ、等と呼び、外に聞役なるものあつて警告を司り、お納戸様とて十字架又はマリヤの像を安んじ、深更祕密に會合し來つたので、其の久しき習慣は信教自由の今日に至りても他の人民と隔絶して別に一團を爲し、胸には十字架又はマリヤ像をかけ、四時ボタン付の襦袢と半股引とを着用し堅く離婚再婚の禁を守り寡婦は

生涯女部屋に共同生活を送りて育児看護等に從事し日曜をドミニカ様と呼びて午前に必らず業を休ひて居る。(平戸しるべ)

長崎の今昔 肥前長崎は貞應年間長崎小次郎なるものが城砦を築いたのに初り、元龜元年葡萄牙船此地に漂着して海灣長く陸に入り、水深く波靜かなる良港なることを知り、其の翌年、再び來つて貿易の許可を請ふた時、領主長崎甚左衛門、大村丹後守理專の認許を得て其の請を容れ、こゝに通商は初められ、大村、平戸、島原等の商人を誘致して家屋を建築し、唐人旅館を設けなどして市街の建設を計りしを濫觴とし、天正の頃には南蠻船の來航頻繁となりて町敷も亦二十六に達して殷賑を極め、從つて切支丹も布教せられしが、領主長崎甚左衛門、軍資に窮して全市を抵當として彼等より巨額の金を借り、期に至りて返済する能はざりしが爲め、彼等は大村丹後守に迫りて全市を切支丹領とし、トウトノサンタ(今の春徳寺)ヘヤドノサンタ(今の女子師範學校)サンジュアン(今の本蓮寺)の三個所に會堂を建て、市内各所に説教所を置き天火と稱して神社佛閣を焼き且つ市民を誘つて切支丹教徒たらしめんとし、暴横甚しかりし

が、當時九州征伐の爲めに博多にありし豊臣秀吉、聞て大に激怒し、彼等の土地を沒收して公領とし、嚴に切支丹を禁じ、鍋島飛驒守を代官として長崎の政務を總轄せしめ、次で寺澤志摩守廣高を奉行に任じて代官に屬せしめたが、尙ほ切支丹の根絶し難きを以て徳川時代となつては盛んに神社佛閣を建立して市民に轉宗を勧むるの手段とした。今の諫訪神社を初め伊勢神宮、杉森神社、八阪神社、稻荷神社も皆其の頃改築され若くは創建せられたのであり、曹洞の皓臺寺は元和元年佐賀玉林寺の一庭和尚の勅を奉じて此地に來り、もと平戸の僧龜翁の開きたる洪泰寺に於て大に切支丹教徒の轉宗を勧誘し、寛永三年、寺を今之地に移し、同九年明正天皇より寺號を海雲山普照皓臺寺と賜ひ、大音寺は開山傳譽上人の此地に來りしを奉行長谷川氏留めて里民を教導して切支丹の蒙を啓かしめられしに基き、徳川家光其の功を賞して此寺を開基すといひ、悟眞寺は聖譽上人が切支丹徒横暴の中に庵を結びて教化を計りし所と傳へ、正覺寺は慶長五年奉行小笠原氏が眞宗の僧道智に命じて庵を構へしめたに基き、光永寺は慶長年中、唐津より來りて教化の功を擧げ切支丹の改宗

するもの多かりしを以て官此寺を建つといひ、本蓮寺は日慧上人の大村より來りて切支丹の廢址に法を説き、寛永十八年大村侯井に長崎代官の醵金によつて建立せられしもの、春徳寺は寛永年間僧泰室の岩原郷に建てしを慶安三年代官末次平藏の此の切支丹の廢址に移さしめたもの、其の他寛永六年明の歸化人何林、魏の諸氏資を集め僧超然を請じて建立し支那商客にして國禁を犯して切支丹に入るを防止したに初り、承應三年隱元禪師來朝して寺院を擴張し、即非、木庵相次いで來た崇福寺を初め、南京寺と稱せらる、興福寺、大鐘を以て名高き聖福寺、大いなる布袋像あるを以て知られたる福濟寺等の大伽藍は皆此の時代に相前後して創建せられたのである。かくて一時は切支丹領なりし長崎は神社佛閣の多き都會となつたのである。されど切支丹は其の爲めに全滅したのではなく、市の一角浦上には一集團を爲して信仰を續け、嘉永安政の開國に遭遇し佛蘭西宣教師の來りて此の地に巍然たる天主教會堂を建て、屋頭に金色の十字架を掲ぐるや、皆な之れに集り其の信仰を恢復したのである。幕府が國を鎖して唯だ和蘭陀人のみに許して此の一港を開きし

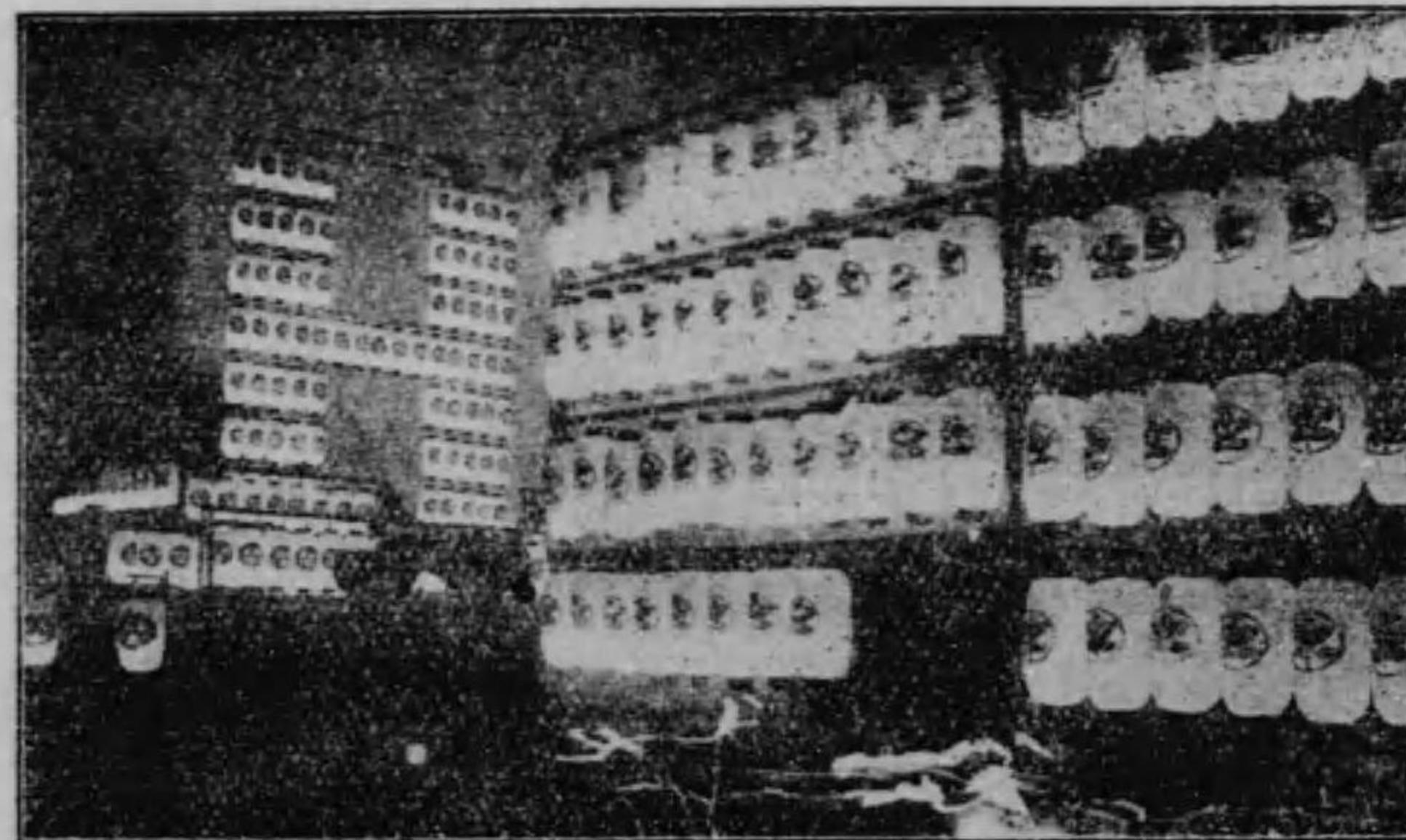
が其の許されたる和蘭陀人とも、自由に長崎市中を往來することを許されたのではなく、寛永十一年市内に雜居せる葡萄牙人を離隔せんため、市内の豪商二十五人に出資せしめて海面を埋め立て此の出島を造り初めは葡萄牙人を置き島原亂後、葡萄牙人の入國を禁ずると共に從來平戸に居りし和蘭陀人を此の地に移し、埋立に出資したる二十五人の外は一切商人の出入を禁じ、蘭人も亦一年兩三回の市中散歩の外は此處より出ることを許さなかつたのである。

此出島より大浦に過る間を新地といひ、昔は支那船の来る所にして其の奥に唐館は設けられて支那人の居留する所となつて居つたのである。此の如き制限はあつたとはいへ、我が國唯一の開港場たりしを以て他の地方が外人を夷狄視した時代にも此地方は一種の親しみを持ち、支那人を呼ぶにアチャサンの名を以てして居つたのである。長崎の全盛は徳川氏の中葉にして寛文の頃には町數四十七、戸數一萬二千、人口六萬五千を加へ、道路の修理、架橋の工事等盛んに行はれて市の美觀を添へ、泰西の文明は此の門口より入り來つて些かながらも日本人に世界の大勢を知らしめ、有爲の士は又此地に來

り學び四方の商人は此地と取引を結んだのである。かく内外人の來往する所なるが故に風俗は堅實なりとは云ひ難く、出島并に唐館の出入には「傾城の外、女に入る事」の禁札ありしを見れば娼婦のみは出入を許されたるを見るべく、「長崎縣紀要」に「奥州に草餅、鳥羽に走り鐘、馬關に走舸あり、又其の地方の特有語、長崎に青餅、トーピー、羅紗めん、黒縮緬よもや縮緬の語あり、此等の語意義異り」とあるを見れば密賣淫の少からざりしを知るに足り、其の丸山の遊廓は漂客に吉原の張りを持たせて、島原の衣裳を着せ、丸山の揚屋で遊びたい」と云はれ、遙に江戸の吉原、京都の島原と併稱せられた程で、文祿年間筑前博多の遊女屋、恵比壽屋が自家の遊女數人を伴れて娼家を造つたに初り、(花柳沿革史)終に九州第一の盛を稱するに至つたのである。かく長崎は外人相手の商業地たるに似ず、一體の人情は保守的にして狡猾なること少く、「長崎縣紀要」が「人情淳朴温良にして敬神の風盛んに、生活の程度亦高く隨て勞銀の如きも他に比し稍不廉なり」といへるは過當の言ではない、人情淳朴なるが故に舊慣は今に遺り生活程度高きが故に料理の如きも非常に發達して、「同書」に「我が國人の淡泊

なる食味と支那人の濃厚なる食味と歐米人の汁物に乏しき食味とを鹽梅調理したものは長崎料理なりといへる如く、他に於て見られざる特色を有して居る。殊に飲酒家の好下物として愛賞せらるゝ「からすみ」と對馬の雲丹とは當市の名産にして、同じ肥前に屬するも彼の佐賀地方の蟹味噌やむつ五郎を愛賞するとは稍趣きを異にして居る。

長崎名物 風俗上長崎の名物として算せらるゝものは三月の紙鳶揚げと七月の盂蘭盆と十月の諏訪祭との三である。紙鳶揚げは、もと出島の和蘭陀人の遊戯から傳つたと稱せられ菱形にして大なるは疊三枚位に達し、小なるも高さ二三尺にて舊三月十日の金毘羅を第一回とし同十五日及び二十五日に風頭山、同二十八日の合戰場の四回を重なる日とし其の他同月三日の雛節句並に二十一日の弘法大師の忌日五月五日の端午の節句等にも催し、俗にハタアゲといひ、紙鳶糸に硝子の粉を糊に混じて塗りつけ、他の紙鳶と糸を掛け合せ、巧みに操縦して勝敗を争ひ、糸の切られたる敗者の紙鳶は空中に翻つて地上に落ち来るを我れ先きに拾はんとして長い竹を持つて取り合ひを初め



長崎盆提灯

るこれを紙鳶取といひ、此取合ひは多く市外から出て來た農夫や漁夫で、市民は行厨を携へて山に登り知己親戚を會して酒宴を張り、或は得意の紙鳶を揚げ、或は之れを觀覽して樂むのである。七月の盂蘭盆會の盛んなるは、これ亦他國に其の比を見ざるものでも、と切支丹吟味の必要上之れを盛んならしめたのであらうが十四、十五の兩日は、何れの家も聖靈棚を設け、十四日の薄暮よりは盛粧して墓參し、塔前に親戚知己より送りたる燈籠又は提灯を二段、三段又は十段ばかりに燈架をかけて點火したるを立て、墓所の前には蓮又は毛氈を敷き昔は其の上にて行厨を開き、三味線を彈き、聖靈を慰め、自ら樂む風があつたが今は衛生上の注意から飲食物を持ち行くことは禁じられて居るが、其の前にて男は爆竹を

鳴らし、女は花火を弄しながら遊び樂み、深更に至りて歸り、十五日夜は竹を撓めて船形と爲し麥藁又は筵で其の外を包み、中央に白紙又は白木綿にて造りたる帆を張りたる檣を立て、聖靈並に供物を之れに移し、數人又は數十人之れを昇ぎ鉢を打ち雙盤を叩き佛名を唱へつゝ大波止に練り行き昔は此の海岸から冲へ流したのであるが、今は大波止に十數艘の大團平船を繋いで之れに投げ込み、其の船にては翌朝港口の空地で焼き棄てることになつて居る。

十六日は地獄の釜の開く日と稱して市中一般に業を休み精進落ちとて雞を食ふ習慣がある。十月の七日より九日まで三日間、行はるゝ諫訪神社の大祭は長崎三大名物中の隨一といはるゝ賑ひにて長崎人はこれをクンチ(供日)と稱し全市八十餘町を七區に分ちて毎年十一二町宛當番町として七年目に一回之れに當ることゝし、其の當番町は六月一日神社に詣で、清祓を受け、此日より假小屋を造りて奉納踊の稽古にかかり、九月下旬に至れば衣裳被せとて各踊子に役々の扮装をさせて各町の街頭に試演せしめ、十月に入れば三日の夜(昔は九月一日)は庭見世とて各踊町は前日より家内を裝飾し、座敷を開け

諫訪祭

奉納踊

庭見世



(りよ書葉繪) 锋

放し街路より奥庭まで見通せるやうにする。これも切支丹禁制から來たので、一切を開放するは切支丹教徒ならぬを證するためである。翌四日は踊子其他の人數を揃へかくして七日に至れば町名入りの高張提灯を先きに、次で笠鋒、踊子、囃子、町頭、世話役、踊子の親戚等人數行列を揃へて諫訪神社に詣で長坂下の廣場に於て踊り初め、此處には町内の若者白シャツ一枚に鉢巻をしたるもの(之れを白筒袍組といひ、昔は多く無賴漢の寄合にて祭事に限り一種の勢力を持つて居つたのである)等見物して之れを批評し、其の喝采を得たるを誇りとし、初めに笠鋒とて重量軽きも四百斤、重きは五六百斤に及ぶものを一人にて昇ぎ四五回廻り、次ぎに踊子の踊となり、これより大波止の御旅所、八坂町の八坂神

笠鋒

社、伊勢町の大神宮、次て知事の官舎前にて踊り、翌日は御旅所より諏訪、大神宮、八坂と踊り、最後に商業會議所に踊り、二手又は三手に別れて全市各町を練り廻つて踊り之れを見んとて遠近より集り來り其の雜踏言語に絶するのである。(長崎縣紀要長崎案内其他)

天竺花

切支丹禁制の必要に驅られては、神事佛事共に長崎附近は盛んにて四月八日の釋尊誕生會には天竺花と稱して躊躇花を竿頭に挿みて屋上に立つるの風習今にも遺り(京都附近にても昔は行はれしが今は跡を絶つ)三月廿一日の弘法大師の縁日には各町に大師像を飾り六月晦日(諏訪神社夏越の神事)には輪越と稱して茅の輪を潜り、御祓園子とて紅黃白の三色園子を神の枝に貫きたるを賣る等のことがある(長崎縣紀要)

山間と海島

兩肥の都會を中心とせる風俗は略ぼ之れを見たが山間と海島とには尙ほ幾多の奇風を存し、殊に肥後八代郡の山中なる五箇庄は球磨川の上流四方山を以て圍まれたる溪間の地にて方四五里に亘る間に、仁田尾椎原樅木葉木、久連木の五ヶ村ありて戸數百八十三、人口九百八十(熊本縣案内)九州第一の僻境にて建長二年菅家の裔、雜座氏筑前太宰府より此山に逃げ入りて一方の地頭となり(樅木葉木、仁田尾地方)雜座領といひ、他は緒方領とて壽永の

五箇庄

輪越

俗風

平家踊

亂に左中將平清經、豊前國柳ヶ浦にて入水せりと稱し、潛かに小舟に乗じて豊後の緒方に落ち行きて緒方實國に頼り、其一女を納めて清國を生み、其孫盛幸、白島嶽の麓に移り緒方を姓とすと、(肥後國志)或は清國の子孫五家に分れ緒方と雜座(又左座)を名乗るともいひ明確ではないが、足利氏の末までは此山中に入住むを知るものなかりしが、或る時川上より椀の流れ来るを見つけて此山奥に入住むと知れ尋ね入つて初めて此里の人、世間に知られたので、其他と交りしは元和寛永の頃かとも云はれ、(續西遊記)地嶮峻にして田園の開き得べき餘地なく、僅に傾斜せる山側の一部を焼き拂ひ稗、小豆などを下種して自然の化育に任せらるほどなれば、住民は小豆稗を常食とし、衣服は常に木綿の類を用ひ、住居は梅の皮もて葺きたるもあるが中には萱葺屋根で兩端に千木を戴いたのもあり、荷物の運搬は悉く人背に倚る。此地には昔を偲ぶ平家踊というがあつて毎年七夕と孟蘭盆とに切火して清められたる篝火を踊場の中央に焚き、白の長袖に紫の袴を穿ち赤い鳥毛の笠を被りたる踊子、素足のまゝにて練り出し、音頭衆とて十三人乃至二十六人の男子紙房の付いた撥にて高い木

に吊るしたる太鼓を打ち、笛、鉦を鳴らし、

高い山より思ひをかきう思はしゆめ、夢にも見せよ。つれなき君に思ひをかけて、思ひをかきうやら波のかずく

天草と切支丹
と美聲を絞りて謳ひ出すと白い長袖を翻して踊る。此踊子の中には十八鐵漿とて齡十八に達すれば結婚せずとも齒を染めたる美人も交りて優美なるものである（福岡日々新聞「隠れたる九州」）此地方にては子供の腰巾着に靈芝を付けて居るものもあり、又家の門口に之れを吊るした所もあり、之を幸草と祝ふて他出する時、之れを三度手招きすると幸多しと傳へられて居る（同上）同國天草郡は二個の大島と十餘の小島より成る群島にして三町六十村、戸數三萬六千人、口十九萬を有し、上古は天草の國と稱し、國造を置かれ、推古天皇の頃より一郡となりて肥後の國に屬し、戰國の世には五人の豪族ありて之れに割據せしが、豊公九州征伐の時に滅ぼされて小西行長の領となり、行長深く切支丹を信じ、南蠻寺を上津浦村に建て、外人を招きて盛んに其の教を布き、神社佛閣を破却し全島殆んど教徒となり、小西氏亡びて加藤清正の領地となりて南蠻寺を毀

ち、其の後寺澤氏の領となり城代を置いて之れを治めしが、小西行長の遺臣等教徒と氣脈を通じ終に天草四郎時貞を首領として群島の北西に當り、遠く肥前の島原と相對せる湯島（俗に談合島）に本陣を移し、島原の同教徒と通じて謀略を運らし、切支丹の教徒掉尾の壯舉たる島原の亂天草一揆となり、亂平ぐの後、少時山崎氏の領地たりしが、寛永十一年之れを幕府の直轄とし、富岡に代官所を置きて民政を掌らしめ、神社佛閣を再興して切支丹吟味を嚴にしたので、本村の東向寺、志岐村の國照寺は共に曹洞に屬し、同じく郡代鈴木重成が幕命を奉じて創建した巨刹にして前者は桂法和尚が鋭意切支丹徒を教化したるに初り、後者は驚頓を祖とし、惠天に至りて東照宮並に秋葉權現を祀りて益盛んとなりて教徒は殆んど地を拂つたのである。四面海洋なる天草は四面山嶽なる五箇庄の多く地に接せずして舊風を保持せるに反し、夙に熊本長崎鹿兒島等の文物に接し、水產豊かなるを以て島内富める者多く、其の近時に於ける海外發展の趨向は頗る著しきものにて移住者甚だ多きのみならず婦女の身を以て万里の波濤をものともせずして世界到る所に活躍せるは當地方の

天草女

名物とも云はるゝほどにて彼等が出稼先より送金し来る額は莫大なものであるといふ。もとより此婦人出稼は褒むべきことではないが、此一事以て此地方人の海洋的氣風をトすべきである。白井哲夫氏いふ「一般に此地方は人口増加が盛んである。これは其の食物が魚肉薩摩芋、麥等であるといふ關係であるかも知れんが、兎に角人口は非常な勢ひで増殖する、ドシ／＼海外へ出稼しても一向人口が減つたとは思はれぬ程である。此の天與の人口増加といふことも、島原、天草地方の女子をして海外へ遠征せしむる一の原因をなして居るのである」(女人國記)と。婦人の發展此の如し、島の風俗を想見すべき俗謡に「三度行けば三度はだか、戻りにや本渡の瀬戸、かち渡り、鍋釜賣つても酒盛して來い」(俚諺集)と以て其の一斑を察することが出来る。同じく島といふも肥前の五島は稍々趣を異にして嵯峨源氏の末流の早く五島の宇久島に住して悉く五島を征服したる五島氏によつて領せられ、今長崎縣南松浦郡とし郡役所を福江島に置き、此の島及び中通、奈留、久賀の四大島と數百の島嶼を管轄して居る(上の四大島に今北松浦郡に屬する宇久島を併せて五島といふ)島内平

五島

いつき

野沃土に乏しきが故に農作物は大豆、甘藷のみにて其の甘藷も隔年作とし、之れを栽えたる翌年は草の生ずるに任せ、其の翌年之れを焼きて肥料として又甘藷を栽ゆる等の所もあり、島内の耕作運搬には悉く牛を用ひ、其の牛も之れを放飼とし、用ある時は口笛などにて之れを呼び、用終れば野に放ち、毫も飼主の手を煩はさずして其の用を爲し、其の怜悧と強健とは、古來五島牛の名を以て現はると、農業はかく不振にして且つ原始的なれど漁業は大に發達し、五島鰯の名は海内に謳はれ、女男列島の珊瑚は天下の逸品と稱せられ、有川の捕鯨事業は舊幕時代より世に知られ、其の利を控除して村費に宛てたるを以て數年前までは村民は村税の何たるかを知らなかつたほどである(長崎縣紀要)。此五島地方は先きにもいふ如く往時切支丹教徒の逃竄せしもの多く、彼等は海濱に生活せずして主として山の手に住し、いつきと稱して他の部落と隔離し來りしが、一般島民は佛教に歸して盂蘭盆の如きは盛んに之れを修し、其の十五日の夜にはオミオミデ念佛といふ一種の踊を行ふ習慣がある。當夜、島内の各寺院に若者共、新調の派手やかななる襦袢を着し、蒲を以て製したる袴を穿ち、

オミオミ
デ念佛

胸に太鼓をかけ、歌を唄ひつゝ之れを打ち、一組凡そ二十人、組毎に四五十歳の男一二人社にて付き添ひ、頗る古雅なる踊を爲し、昔、平家の一族、此島に逃れ來つて一族の亡靈を弔ひしに基くと傳へて居る。山間と海島共に平家の傳説を有して居るも亦一奇とすべきである。

捕鯨事業は五島のみならず、其の最も盛んなるは北松浦郡平戸植松組にて平戸海峽の地の利により米國式の方法によりて盛んに之れを行ふ「長崎縣紀要」の云ふ所によれば慶長三年初めに五島に銛突捕鯨の業を起し、寛永慶安の頃大に隆興せしも、當時未だ釣捕を知らず、貞享年間に至り始めて五島の有川浦にて網漁を爲し、元文四年、平戸の生月浦に於て之れを試み、掛網、敷網等ありて生月の捕鯨家益富氏の如きは富王侯に擬すとまで云はれたほどであったが、近時は銛殺の法最も發展し來つたとある。

「同書」に西彼杵郡の部に「家なき國民」と題して同海岸地方には一葉の扁舟を家として陸上に家屋を有せざる人民あることをいひ、彼等は此の低き狭き船間に家庭を作りて團樂の樂みを爲し、陸上生活國民の如き虚榮の心なくしかも納稅の義務を怠らず、兵役を厭はず、普通教育の忽にすべからざるを知り數千圓を投じて寄宿舎を陸上に設け、幼兒を收容して學校に通はしめ、船に用なき老人を以て監督者に充てゝ居るが、其の他は唯だ物資を購はんが爲め、若くは死人を葬らんが爲め説教

民家なき國

捕鯨

を聽かんが爲めに上陸するのみであると記してある。船を家とする國民は此郡のみならず此附近には少からぬやうである。

阿蘇神宮 海に不知火ある火の國には、山に烟立つ活火山阿蘇を有して居る。阿蘇山は肥後國阿蘇郡にありて山嶽は數里の間に盤踞して五峰に分れ、一を高岳、二を往生岳(又杵島岳)三を根子岳、四を御岳又中岳といひ、五を櫛尻岳といひ、連山此の五峰を圍繞し、中岳の頂上にある噴火孔を神靈池といひ、常に熱湯を湛へて硫煙を吐き、人をして自ら崇高の情を生ぜしむ。昔、神武天皇の皇子八井耳命の五子健磐龍命、此地に來りて草部吉見の女阿蘇都媛を娶りて宮居したまひて速瓶玉命を生み、景行天皇十八年筑紫に巡狩し此國に到りたまひしに郊原曠遠にして人居を見ざりければ天皇此の國人あらんやとのたまへば二神あり、阿蘇都彦、阿蘇都媛といひ、化して人となり、此に詣りて吾れ二人あり、何ぞ人なからずやと云はれたから國を阿蘇といひ、(日本紀)速瓶玉命の子惟人に命じて社を建て、祭祀を司らしめたまひ、之れを大宮司と呼び、連綿として今日に至つたので、社は同郡宮地村にありて樓門宏壯殿堂巍々、桓武天

皇の頃、皇居の制に摸して建てしに基くと傳ふ。中古佛教の混淆してより例の本地垂跡の説は此神の本地を以て觀世音とし、其の立つ烟は一切衆生の罪に代りて焼かれたまふ炎なりとて

若草の罪に代りて立ちのぼる

烟ぞ神のすがたなりける

の歌をも付加せられたのである。杵島岳の西麓長陽村には下野狩場といふありて往古健磐龍命遊獵の地と傳へ、昔は毎年二月卯の日大宮司を初め神官達風折鳥帽子狩衣にて腰に幣を挿し、白木の弓、白羽の箭を以て猪鹿の類を射て神前に供する式ありしが、天正の頃より廢れて今は唯だ魚鳥を供するのみとなつて居る（熊本縣案内）例祭は七月廿八日、社格は官幣中社、大宮司家たる阿蘇氏は男爵を授けられて居る。

祭祀風俗 の主要なるものは既に之れを述べたが、肥後の神事に就て古來有名なるは八代郡宮地村なる妙見宮にて俚言にも「一に妙見二々し三放生會」と稱し、熊本市藤崎神社の放生會大祭よりも盛んなりとせらるゝにて、明治四

年八代神宮と稱せしが、同十三年八代町に征西將軍懷良親王及良成親王を合祀し八代宮と稱し官幣中社に列せられしより、此社は八代神社と改ためられたので社説には百濟聖明王を祀ると傳へ、上中下の三宮ありて毎年十一月十八日の祭禮には神馬十二頭、付添百人、神輿付添三十人、奴八人、獅子雌雄二頭、付添六十人、傘、錐付添二百四十人、大龜付添四十人にて頗る盛んなりといひ、（熊本縣案内）俚言にて三位に列せらるゝ藤崎神社は朱雀天皇の承平年中、山城石清水八幡を茶臼山の西麓に勧請したるに初り明治十年兵燹に罹りし後、井川淵町に移し毎年舊八月十一日より十五日に至るまで大祭を行ひ、十三日には飾卸として市内各町より寄進する飾馬數頭に數多の壯丁從ひエコロボシタの掛聲を發して一齊に市中を追ひ廻り、十五日には神幸ありて長柄の列、百騎の武者これに供奉し、隨兵頭、御幸奉行等皆な舊慣故例により頗る盛んにて崇拜者の多きことは縣下第一であるといふ（同書）同玉名郡高瀬驛の南一里許りの所に隣り合つて二つの八幡宮があり、一は西を向き、他は南を向き、一は八月の十四日、他は十五日に祭禮を行ふにて此の日には練嫁とて氏子の若い娘を

昔風に著飾らせたるを肩に乗せ、其の後より金紙銀紙を張つた直徑一間もある大團扇にて娘の臂を煽ぎながら參詣する珍らしい式がある。昔此社にも人身御供の風があつて練嫁の姿にて神に供したのを或る六部の怪みて當夜神殿に潜みて夜半に怪獸の出で來つて肥前の國の何とかにいふなといふやうな唄をうたひながら其の乙女を食つたのを見て、肥前の國を尋ねて一匹の犬を得翌年の祭禮の時に此犬を連れて神殿に潜み、怪獸の出で來るを見て飛び出さしめしに、犬はこれと争つて終に噛み倒したが、犬も亦傷を蒙つて死んでしまつたといふ信濃の早太郎と同系の傳説があり、其の時の名残として練嫁の式があり、其の犬は犬薬師として祀つてあるといふ(日本傳説集)

俗信狀態 九州一圓に亘りて行はるゝ河童傳説は此地方にも亦多く、加藤清正が肥後の領主たりし時、寵愛の小姓を八代川の河童引き込みて殺しければ、清正大に怒り、令を領内に下して多數の猿を集めて之れを征伐せんとせらるしに河童は猿を見て勢ひ抜け、大に怖れ、九千の河童の頭たる九千坊なるもの衆僧を頼みて永く人間に害を加ふまじきを約して此事を止めて貰つたと

いふ(本朝俗諺志)傳説があり、昔、同國飽託郡石原村の子供一人河童に取られしを領主石原叶之助大に怒り、自ら河中に飛び込んで河童と取組みを初め其の片腕を引抜いて歸つた、其の夜、河童、領主の許に來りて罪を謝して今後此村の者に害をせぬと約して其の腕を返して貰つた(日本傳説集)といふ口碑もある。五島弁に對馬にては河童は人に憑くことありと信ぜられて居る。山に山猿ありとの信仰も亦肥後の山嶽地方にては信ぜられ、葦北郡地方にては之を山ワラフといひ、其の形は見えざれども其の足痕は爪の數三つにて鳴き聲は鋸を引く聲に似て居るといひ、又夏時は川に入りて河童となり、冬時は山に住みて山ワラフとなると思はれて居る。(日本周遊奇談) 同球磨郡地方にては二月一日を太郎朔日といひ、此日山太郎と河太郎と交替するといはれ、此日の眞夜中には山に通ずる路をツブツブと多勢通るやうな聲を聞いたといふ人もある(郷土研究四ノ二) 同地方の山村にて山神を祭るには先づ酒を供へ、手を拍つて近山太郎三千三百三十三體、中山太郎三千三百三十三體、奥山太郎三千三百三十三體、合せて九千九十九九體、其の外、木葉がへしに至るまで此御神酒を受取りあ

白狐

がりたまへ、だとひあけはづしのあつても受取りはづしのなきやうにあがりたまへと唱へて拍手する（同上）といふ。狐に就ては肥前東彼杵郡村大村神社の境内の稻荷に祀られて居るは白郎左衛門といひ、昔、大村の領主が他と戦つた時に戦場に出でて大に敵を破り、其の爲めに跛となつた白狐にて其後も領主の江戸参勤の折には之れに従ひ、今も尙ほ存命なりと傳へられるのがあり、（趣味の傳説）他國に多く聞かざる蜘蛛の怪異に就ては肥後の阿蘇山の南の谷を流るゝ白川におとろし淵といふ所ありて非常に蜘蛛多く、昔或る男が此處で釣を垂れて居ると一匹の蜘蛛が来て其の草履に糸を懸けて対岸の岩の所へ行き、又引き返しては糸を懸け十數回する中に糸は小指程の大さとなり恐ろしい音と共に草履は対岸へ飛んで行つた、若しこれが素足か草鞋であつたら命を取られる所であつたとて此淵へ行くものは皆な角結びの草履を穿つことになつて居る（日本傳説集）同菊池郡龜門村の奥なる勢返しの瀧にも同じやうな傳説があつて蜘蛛が釣する男の膝に糸をかけしを其の男がソット糸を柳の樹につけて置きしたため柳樹は根こぎになつて水中に没した（同上）といふ、其

淵おとろし

蜘蛛の怪

轆送り

豆トル

幡占

風災の有無を判じ、同郡千栗八幡宮にては舊暦正月粥を炊き其の釜の上に箸を十字形に渡し置きて之れを肥前、肥後筑前筑後の四ヶ國に分配して各方面の豊凶水旱如何を判知する習慣がある。(日本周遊奇談)

著名の傳説 若し夫れ多少史實の混和したるものは肥前東松浦郡に有名なる領巾振山の故事がある。昔大伴狹手彦の任那に赴かんとする時、其の婦松浦佐用姫、愛慕措く能はずして此山に上り領巾を振りて別れを惜み、其の船の見えずなるも厭はず、終に石となりしとて今同郡加部島、田島神社内なる佐用姫の祠には女の形したるありと傳ふ。これに就て「肥前風土記」には三輪情話と同系の傳説を擧げ

大伴狹彦連、船を發して任那に渡の時、弟日姫子此にのぼりて褶を用ひて振り招く因て褶振峰と名く、然るに弟日姫子、狹手彦連と相分れ五日を経るの後、人ありて夜毎に來りて婦と共に寝て曉に至て早く歸れり、容止形貌狹手彦に似たり、婦其怪を抱て忍黙するを得ず、竊かに績麻を用て其人の裾に繋け麻のまにく尋ね往くに此峰頭の沼邊に到る寢たる蛇あり、身は人にし

て沼底に沈めり、頭は蛇にして沼堤に臥せり、忽ち化して人となり歌て曰く、
しねはらの、おとひめのことを、さひとゆも
るねてむしたや、いへにくださむ、

時に弟日姫子の從女走り親族に告く、親族衆を發して昇りて之を見る、蛇、弟日姫子と共に亡せてあらず、こゝに其沼の底を見るに但人の屍あり、各、弟日姫子の骨といふ、即ち此峰の南に就て墓を造りて治め置し其墓今に在りといふ。平家の末路を語るものには肥前國佐賀郡川上村に安徳天皇の御陵と傳ふる所あり、天皇は彦山の山越にて筑前國黒崎木屋瀬の領主山鹿左衛門藤治が館に潜みたまひ、尼公は神璽を天皇の御衣に包み之を抱きて入水し、後、山鹿の館より當國川上の郷へ御移居ありて御諱言仁公と仰せられ、寶劍を納て山上宮といひ、御年四十二にて承久元年七月五日崩御あらせられ川上の山上に葬るとの傳説あり、又同村水上山萬壽寺にては壽永の亂に王子亂を避け此地に來り、薙髮して神子(榮尊)と稱し、宋に入り徑山寺に至り、佛鑑和尚に從ひ、衣鉢を受け、歸りて此寺を開く、此神子和尚は安徳天皇であるといひ、其の寶劍

温泉獄

閣には寶劍を安置し、長さ一尺五六寸古來より開くことなしと傳ふ（佐賀縣案内）畏れ多き口碑あり。切支丹傳説に就ては肥前高來郡なる温泉ヶ嶽（又雲仙嶽）には他の温泉地にも見る如き多くの地獄と稱せらるゝ所ありて相並びて硫

烟を吐く兄弟地獄、白く濁りたる酒屋地獄、黃白にして青き麴屋地獄、青綠なる藍屋地獄等あり、其最も猛火の盛なるを等話地獄、焦熱地獄といひ、昔は行基の草創にて日本山大乘院、光明密寺といふ立派な伽藍ありしが大正年間僧俗共に切支丹宗門に入り、此寺は破却せられしも、其の徒は此地獄に陥りしと傳へられ（諸國里人談其他）。同郡小濱村には西暦一千五百八十九年、樹枝より成れる自然の十字架現れ、有馬領主靈瑞として之れを拜せしより土人翕然として此教に化し此歳一年に當地方にて洗禮一萬一千人なりし（日本西教史）といふ類がある。

歳時結婚等の風俗 先きに俗信の中に述べたるもの、外歳時に關しては肥前佐賀郡並に小城郡地方にては鬼火焚きとて正月七日の拂曉前日より竹と藁にて造り置きし小屋を焼き、其の灰にて歲徳神に供へた餅を七遍炙り寒水に晒らし苞に入れ置き六月一日に之れを食へば惡魔を拂ふと信ぜられ、其

鬼火焚

十字架

七福神踊
恵比壽送
り

もぐら打

の燃え残つた竹を屋敷の門口に挿し置けば惡事災難を除くと云はれ。正月七日には七福神踊と稱して七福神の姿したるもの家々を巡り、「サ・七福神が舞ひ込んだ」といひつゝ家中に入り、七人一同座に就きて鬼は外、福は内といひつゝ踊る風があり、肥後球磨郡大畠町鎮座の恵比壽は、毎年大晦日に民家に遷座せらるゝを正月三日、村中の老幼、箱に入れたる像を「花を求めて」小車にして、春の山路もエーヨサエーサラ／＼と、ひかばなびきやれノホンホン、など謳ひつゝ社内へ送る風がある（俚謡集、肥前佐賀地方にては正月十四日の晩には土龍打とて男兒集りて竹の先きに藁をつけたるものを持ち、家々の門を叩き、柿の木の下を叩く時には「柿々なれよ、千なれ、萬なれ、億萬なれ、うちの子がちぎる時は畑のまん中になれ、よその子がちぎる時は川の岸になれ」など唄ひ歩く風が近年まであつて、子供のない家では大人がやり、又他人の子供などを頼み、部落内の子供が「土龍打ち／＼」といひつゝ各戸を巡る時には十五歳までの子には一人々々に餅を與へて居つた。（郷土研究三ノ一及四ノ二）同小城郡小城町附近にては盂蘭盆には網曳の習慣ありて、陰曆七月十日頃より子供等集り

盆綱

て繩を絹ひ其の太く大なるを以て他村に誇り、十五日の夜に至れば各村より集り來りて敵味方と左右に分れ、太鼓を打ち拍子をとり、長さ十間ばかりなる綱を互に曳き合ふことあり（風俗畫報三〇）。同西松浦郡松浦村山形部にては明治三十二年頃までは同じく十五日の夜老幼男女を問はず、盆綱曳とて、こゝは石原小石原、かねをのせきだもたまりやせぬエート／＼エー／＼トコリヤ・サンヨ／＼などの歌をうたひて曳き合ひしと（俚謡集）盆踊は各地とも行はるゝが、自安和樂肥前北松浦郡平戸には別に古俗の豊年踊ジアングワラ即ち自安和樂といふものがあつて笛を吹き鉦鼓を鳴らし、穗長う穂實てと歌ふ。こは元龜三年對馬の宗采女兵船を裝ひて壹岐を攻め、戦ひ敗れて遁走し更に平戸に來りしと紀要）肥後菊池郡地方にては八月朔日に農家にては茄子の莖の方を頭に見立ふ風止めの祭りなりしとて年々七月十八日を以て此の踊を催して居る（長崎縣背には野邊の草花を挿し之れを床に飾り、後川に供へる風がある（郷土研究ノ七）。

茄子の馬

嫁盗み

蓋と銅水祝

マダラ踊

結婚に就ては「長崎縣紀要」に「婚姻の儀すべて古格に據る、即村にては或は「嫁偷み」と稱する弊風猶ほ行はれざるにあらずといひ井上圓了氏も「日本周遊奇談」に於て、熊本縣の阿蘇郡内に毎年一月中に嫁を盜むといふことがある、少女が田畠に働いて居るのを奪ひ來りて自宅につれ行き同棲する、かくして三月に至り正式に結婚を行ふとのことぢやとあり、著者も亦兩國に於て之れを耳にしたれば、近くまで此の弊風の存して居つたのであらう。肥前西彼杵郡地方にては婚姻の時、花嫁の笄方に至るは徒步するを例とし、其の途中にて村内の若者共路傍の木蔭に桶に水を貯へ置きて「花嫁さまに水かけろ／＼」と呼びつけ水を掛ける習慣がある（日本婚禮式）同佐賀郡川上地方にては花嫁は必らず途中親戚又は昵懇の家にては戸口に藁火を焚き、花嫁の當に入らんとする時、双親のある一人の男、鍋蓋を花嫁の頭に被らせ、口の中にて五百八十年と唱へる風がある（郷土研究四ノ二）同西松浦郡有田井に北高來郡諫早地方にては新婚又は出産のありたる家へ各家の婦女子集り、其の中の一人小皿四つを左右の手の指に

二つ宛挿み一同めてたゞの若松さまよなど歌ふにつれ、其の拍子に合せて恰かも四つ竹を打つ如く此皿を打ちて踊るマダラ踊又皿踊といふものがある。其のマダラといふのは同所伊万里附近に馬渡島があるから、それより轉訛したものかともいふ。(風俗考報一四三)

壹岐の宗教

壹岐と對馬 壱岐と對馬とは絶海の孤島にて古來一國として取扱はれたれど面積小に、人口少く、殊に壹岐の如きは五島列島の一なる福江島の半ばにも及ばざる小國にて、東西三里餘南北四里餘に過ぎず。今長崎縣に屬して一郡となり、對馬は稍々大にして上縣下縣の二郡に分れ、上縣郡は東西約三里、南北五里餘、下縣郡は東西四里、南北九里(人口は四萬五千)同じく長崎縣に屬して居る。此二國は共に朝鮮航路の要に當るを以て、早く國府を置かれ、爲めに上國の風化を受け、且つ外國に近きが故に其の文明にも浴したので、壹岐の一の宮と云はれ今國幣中社に列せらるゝ住吉村なる住吉神社は神功皇后の凱旋の時の創建と傳へ、國幣小社に列し物部村にある手長神社は天手長男、天手長比賣の二神を祀りて式内の天神祀たり、諸吉村なる高御祖神社は顯宗天皇の

時に月神の神託によりて高產靈尊を祀り、其の月神を祀れる月讀神社は箱崎村にある等由緒ある古社少からず。國分寺も天平中、行基の草創と傳へられ、國內大部分は禪宗なれど其の實は無宗教の状態にて寺院に入るも佛前に合掌し賽錢を投するものなく、只父祖の位牌を拜禮するのみなれど、祖先崇拜の風は盛んにて毎戸位牌に供ふる食物を炊く爲めには必ず別に鍋釜及び竈を設け、摺鉢摺子木までも別置し、如何なる貧家にても、普通用と精進用との二様の臺所道具を有する状態である(日本周遊奇談)。此國も亦佐渡の如く狐は居らぬ代りに狸憑はあつて田川村に狸付といふ怪物は其の巨魁と云はれ、若し村内に病人あれば之れに惱まさるものと信せられ、此の地の奇習として傳ふべきは旅立せんとする場合には鍋又は釜の蓋を頭上に載き庚申を拜禮して出るを例として居ることである。(同上)島國なれば漁業に利あるは云ふまでもなく其の上地は耕作に適するを以て麥、米、大豆等を産出し且つ壹岐牛とて良牛を出すを以て名高い。例の人國記は此國を叙して「當國の風俗は遠島なれども物の華奢なること、大隅薩摩よりはるゝまされり、人の氣柔弱なる所

多し、實なる所もありとぞ」と。中古以後少貳氏之れを守護したれど、後肥前の松浦黨なる志佐、佐志、鹽津留、呼子、鳴打の五氏をして島事を掌らしめしが、少貳氏衰へて志佐氏守護となりしが、文明四年肥前岸嶺の波多氏來りて五氏を滅ぼし自ら守護となりしも、永祿六年に至り松浦隆信に併され、徳川時代に至りても松浦氏の所領たりしを以て風俗人情、松浦地方と類するものが多い。

對馬に就ては例の人國記は當國の風俗壹岐と同じ風なりとぞとあれど其の趣自ら異り、地は朝鮮釜山と呼べば應ぜんとする所にあり、九州未だ全く王化に溶せざる時、諸曾の漢魏と通せるものも、朝鮮を經由して來往せしを以て此通路により神功皇后の征韓の役にも此地の和珥津を經由したまひしは史の明示する所なれば亞細亞大陸との交通此地に寄り、朝鮮半島迄來れる支那の文明は此地を經て本土に傳はり、百濟の尼法明此國に來りて初めて吳音を以て佛書を読み、これより吳音本邦に傳はりし如き（元享釋書）は其の一例である。かく交通の要路に當るが故に日韓の交渉しばく此地に開かれ甚しきは東國輿地勝覽に對馬州は、もと我が離據に隸す、未だ何の時たるを知らず倭

吳音

人の據る所となると彼の國の書に載せられたほどで、一旦海外と事あるや侵略の手は第一に此國に下さるゝのであるから、既に仲哀天皇の時に築かれしと傳ふる黒瀬の古城址今に遺り、天智天皇の時には城砦を設け、防人を置かれたのであるが、彼の寛仁三年女眞の來寇には壹岐と共に剽掠せられ、文永の蒙古の襲来には此國の守護代宗助國戦死し、壹岐の守護代平景隆も亦敗死し、二島の民捕斬せらるゝもの幾人なるを知らずといふ如き慘状を呈し、兩國の通路に當れる海島必然の運命を免れなかつたので、津島記事には「敵國に居て一城を守る如く外國よりは寇し易くして自國よりは救ひ難き位置にあり、朝鮮變あらば、何を以て助けむ、其の危きこと卯をおすよりも甚し、本邦の守禦は唯だこれ朝鮮の一路のみ、此故に往古韓土を以て日本底根の國とし、當國を以て本邦の關門として守備を備て藩屏を守り、海邊の備を嚴重にして不意を待つときは又何ぞ畏れむ、韓土は本邦の砦の如く、當國は大手の如く、壹岐は外曲輪の如く、筑紫は武者屯の如し」とある。對馬の位置此の如きを以て當國の領主

宗氏は常に日韓修交の事を司り、超然として領土を保持し來つたので、此宗氏こそは中央の政戦に敗れたる平氏の末裔と稱せらるゝので、初め平氏の西海に勢威を振ふや對馬守源親光難を避けて高麗に航し、阿比留國時なるもの國に在つて暴横にして民を虐せしかば宗重尙來り伐つて之を平げ、終に此國の主となつた。此重尙の父を惟宗判官といひ檀浦より逃れて此國に入りたまひし安徳天皇と傳ふるので、久根村には同天皇山陵傳説地と稱せらるゝ古蹟あり、納言殿塚とて奉仕せし人々の古墳と傳ふるあり、又天皇の行在所なりしと傳ふる御所跡等があつて、此處にも平家逃竄の口碑を存して居る。重尙六世の孫、宗經茂好を高麗に通じ、高麗亡びて國を朝鮮と改め宗賴茂之れと好を結び、貞茂之れを嗣ぎ、時に干戈を交へしことありしも、復た交を修めて、豊公の征韓に至り、徳川氏の代となりても依然宗氏之れを掌り、明治元年王政復古するや、朝廷宗重正をして朝鮮修好の事を掌らしめて廢藩置縣に至つたので、彼の壹岐のしばく領主を變ぜしと同じからずして七百年來一領主の下に立ち來つたのである。

陶山鈍翁

對馬の土地薄瘠にして播種に適せず、居民利を海産に取るも、米穀は之れを内地に仰ぎ又朝鮮に頼らざるを得ない。元祿年間奉行の職に就きし陶山鈍翁(通稱庄右衛門)の「對馬紀略」にいふ「我が州の諸穀、其の麥二萬三千石、米三千石、稷三千石、蕎麥八千石、大小豆六千石、之れを精けて三萬石と爲す、人口一万五千を養ふに過ぎず、雜ゆるに蔬菜を以てするも、一万八千口を養ふに足らんのみ。しかも今州中三萬二千の人口あり、故に肥前基肆郡の貢米を食するものの四千人、筑前の賈米を食するものの三千人、朝鮮の貿易米を食するものの七千人、一旦警ありて賣買貿易の路塞がらば何をか食せんと」と。此に於て彼れば戸口減削せざれば國用日に究し、憂苦の至るや必せりとし旅人吟味役なるものを設け他國より入り込み来るものを吟味せしめ、且つ各戸を勘査せしめ、かくすること廿餘年にして三千百九十五口を減じ得たといふ、これ島國自立上已むを得ざるの政策、此政策を行へる彼れば終身朝鮮の雜米を食はず、唯だ菽麥蔬菜を以て食とし、韓國の米を食ふものは義韓民に同じ故に身を以て之れに先んじ推して以て人に及ぼさんと欲すと、一面彼れは此の如き消極

の主義を取ると共に他面には収穫を増さんとて、國內猪鹿多く耕作を害すること甚しきを憂へ之れを殲滅して農害を除かんとし、同僚平田類右衛門と共に建議して全島を九區に分ち毎區に棚を設け、毎年十一月より翌二月に至るを期とし、各郷の人民をして之れを追ひ立てしめ、忍耐事に從ふ十年にして全く其害を除き今に至るまで民其徳を賞して居る。當國特に猪鹿の害の多かつたのは後にも云ふ如く此國には諸所に神地と稱して狩獵を禁じたる地多かりしに由るものと見え、猪鹿追立計畫の初めに於て神山にて神主に讀ませし文に

猪鹿年々に作毛を害ひ、人民の食物を減らし、作所に成るべき山も作所にならず、猪鹿の防ぎに力費へて農産疎かなり、即中に生すべきほどの穀物を生じ得ざる事、神の知りたまへる所なれば悉しく申述するに及ばず、近年は度々作毛悪く、人民困窮に及べる故、此上に凶年あらば人民の食甚だ乏しく飢に及ぶことあるべし、平田喬信、陶山存折節郡中の當職にて其所を憂ひ、恐るゝ餘り、猪鹿追詣の事を思ひ立ち仕切牆を構へさせ、山々谷々の猪鹿を残らず

追はしむ、然るに神の山とて人の入らぬ所の猪鹿を追ひ出さぬときは猪鹿の災除き去ることなり難き故、神山を侵すにてはなく、郡中の人民を救はん爲めに神山の猪鹿をも追出さしむるに候得ば、此理を聞召て常なき仕方を許し給へ。敬白

といふ。かくて猪鹿の害は此國より除かれたのである。

神地と鹿ト 島は古風の殘留する所。國內所々に天道地又は茂地又は崇り地とて、斧鉛を加ふることを禁じたる地があり、又天道茂馬乗馬場、或は河太郎の角力場といふ。其の地の或る場所は「村里原野ばつ」として風を防ぐ所なく、或は溝川水の溢るゝ所には茂りし森にて暴風を避け、木の根はびこり廻りて、水のつき當り破るをせき留む。若し大風物を吹き倒し、洪水漲り溢れば忽ち苗を損ひ穀を亡して農民百日の功を空うす、しかのみならず田地破損ある故に肝要の所に神地を設け置て風水を避くるなり（津島記事）とあつて、貞和年中宗香（宗盛國の次男、頼次、古例を繼いで行ひし所といひ。宗香の時白衣の者をして夜窺かに幣を立てしめられたのであるといふ。嚴原町の中なる天道茂

に就ては、神功皇后新羅より還御ましまし此國を巡り見たまひし時、此所より清水山を觀覽して靈山なりとのたまひて彼の山に幸し寶鏡を自ら置きたまひて神體とし、且つ諸神を祭りたまへり、斯の如く皇后觀覽したまひし地なる故敢て汚さず（同書）とあり。其の行きたまひし所休みたまひし所に社を建て八幡

ト占
或は勧請して國內神功皇后に關する傳説多く、當國一の宮たる海神神社は、もと木坂八幡と稱し、神功皇后凱旋の時、御幡八流を此島にとどめて我が精靈は此幡にあり、之れを以て新羅を鎮むべしとのたまひしと傳へ、八幡の名はこれを始となすべきやう見ゆ（白石紳書）といふ説あり、金石川の沿岸にある白石は皇后、產月に當りて御身を此石に冷し天神地祇に祈りて宜しく胎中の皇子天下と君となりたまはんには征伐の後生れさせたまへと仰せられければ御產氣止みしと傳へて居る。此國は神代の昔、瓊々杵尊が天穗日命の子天日神命を縣主とし給ひしといひ天ツ兒屋根命が天神久志鹿知命より傳へられし太トの法を傳へて雷大臣命に至り、三韓征伐の御軍に從ひ、遂に當國下縣郡佐郷須阿連村に定住して津島直となり、子孫十家に分れて世々ト事を以て朝廷に事

ヘ、其の後龜トの法傳はりて鹿骨を灼きて占ふ太トの法は獨り此國にのみ遺り、此雷大臣命が百濟にあつて彼の國の一女を娶つて生みたまひし日本大臣成長の後、我が國に來り栗原を姓として壹岐伊豆のト部の祖となられたので、ト部三家（或は京都の）を加へて四家中對馬は嫡流で、彼の太トの占の灼料に用ふる木を波々迦といふは對馬の方言で本土ではヨグソサクラといふのである（郷土光華號其他）當國に船越村なる天照神社は、もと照日權玖といひ、天日神命が其の父天穗日命を祀られし所と傳へ、州俗天照を天照大神と混じ、此社に詣づるを居參りといひ、伊勢に赴かずして拜するの意を寓して居る。

兩肥の方言　兩肥の方言には共通するものもあれど、多くは藩治異れば方言異り、一々には擧げ難いが、長崎言葉として有名なるけれども、をバッテン、そんなどんなにこんなにをソンゲン、コンゲンの如きは長崎以外にも行はれ、蜀山人が長崎の山の端に出る月はヨカ、

コンゲン月はエツトナカバン

といへるは巧みに長崎方言を用ひたので知られて居るが他國人の殆んど解

し難きは、襦袢をドンザ、金盥をメンボ、紙鳶をハタ、風呂敷をヒライタン、蜘蛛をコブ、金持たぬ者をキヤンスイ、亂暴者をヤダモンといふの類で、佐賀領にては然諸の意を有するハイの代りにナイといひ、他人に向つて我が兄を指す時にはアンザイモンといひ、普通にはオバーサンといひ、叔母をオバサン、祖母をババサンといふ。井上圓了氏曾て佐賀方言を集めて

ハイをナイ、兄をバーサン、あぐらをば

イタマグリとは佐賀の方言

と云はれて居る。熊本に入りて第一に耳に觸るゝは京阪のサカイ東京のカラの代りにクサイの語を用ひ、長崎同様けれどもの代りにパッテンの語を用ふること（日本周遊奇談）と。の所にバを用ひてそれをソリバ、これをコリバ、といひ、撥音多くませんをマッセンといふ類である。方言を集めたる俗歌に九州の熊本名物ア、ありまッせん、そりけッどん。（然れども）そりばッてん（同上）いさぎュ（甚しく）ホーカイをッけなはりまッ一ゆう（御疲れになりませうあ、ちやん、こ、ちやん、きやーめぐって、とつけむにやー（途方もない）ほん

に、ひくる（困る）
何するたいな、何をするかせぬがえ、ひくるけんな（困ります）どうしゅ（ナント）此んな、わまかすもんだろか（戯言する人なるよ）ホーカイ、そーぎやん、す、としやーが、でやーすかん（大嫌ひ）でやーすかん、だりしー（馬鹿らしい）の如き其の一例である。（風俗畫報一三七）

第四章 薩摩、大隅、日向、

神代の遺跡 日薩隅の三國は九州の南端にありて、古くは日向の名を以て總稱せられ、天孫此の高千穂峯に降臨あらせられたる古趾にして、此峯ある霧島山の西麓には霧島神宮ありて、今官幣大社に列す。平田篤胤の「神道大意」にいふ「扱て其天降なされたる所が日向の國、高千穂の峯で、此時御出迎なされたる此國の神が、猿田彦大神で御座る。此御降りなされたる時に、空が暗くて物の色目も分らなんだと申すことて、稻穂を糸として四方へ御投げ散しなされたる所が空も晴れたりといふことで、此山の事、今は霧島山ともいって、西の峯は大隅の國、贈吟郡、東の峯は日向諸縣郡で、此山の不思議なることども多く、其の中にも神代の由緒によつて自然生の稻の生えると申し、又時として霧の深く立つことがあると云て御坐る所を神代の古實と申し、謂ゆる先達の者が人に教へて手毎に稻穂を持たせ行て、若し霧が起る時は、それを持つて拂ひ

ながら行けば暫くの間に事故なく登ると申す」とあり、此の高千穂の峰の西に韓國嶽又西霧島山と名くるあり、「古事記」天孫降臨の條に「韓國の笠砂の御前」にまぎ通りて、詔りたまはく、こゝは朝日のたゞさす國、夕日の日照る國、かれ此地ぞいとよき地と仰せられたとある日向即ち向陽の國である。此高千穂峯頂には天孫降臨の時、鉾を倒すに下したまひしといふ天の逆鉾といふあり、楠南谿の「西遊記」には「絶頂は尖りて纏かの地面に天の逆鉾あり、逆鉾のありさま全體は唐金の如くに見えたれども風霜にさらせるものなれば、青く錆びて、しかと知れ難し、長さ一丈餘ばかり、太さ大なる竹程にて、さかさまに地中に立ち、其石尖の端の所に南北に鬼面の如きもの見ゆ、これも雨霜にさらされたれば鼻目しかとは見へがたし、土中に入りたる先きの方は、何程深く入りたるや知るべからず、只絶頂に此鉾一本のみにて外に堂宇等の如きもの一つもなし、神代の舊物なりや、其の程は知らずといへども、實に三百年五百年位の近きものとは見えず、天下の奇品なり」とあり、西の峯即ち韓國嶽に就ては「高さは東の峯に劣らず、雲間に聳えぬれども、神跡にあらざる故に世の人登る事なし」といひ

韓國嶽

神代の山
陵

社鹿兒島神

且つ「すべて天下の高山は役ノ小角釋、泰澄などの開山多きに、此霧島山のみ佛者の未だ手をつけざる所にして只開山伊諾、伊冊の二神とやいふべき、誠に珍らしき山なり」といふ。宮には瓊々杵尊彦火々出見尊、鷦鷯草葦不合尊並に伊波禮彦命を祀りて大隅國始良郡東襲山村にあり、(韓國嶽より遷り奉りしと傳へらるゝ韓國宇豆岑神社は同郡東國分村上井にあり、(韓國嶽より遷り奉りしと傳へひ、又五十猛命、韓神、曾富利三坐にて其中二坐は甲冑を帶び軍裝の形なれば韓國防禦の爲めに築きたる城跡にて、もと現場より中の方宇豆岸に鎮坐しありしとも傳ふ)天孫降臨して居たまひし高千穂宮の址は今明かならず或は此霧島神社の地ともいひ、又鹿兒島神社の地ともいふ。鹿兒島神社は同郡西國分村宮内にありて彦火々出見尊を祀り、社説には高千穂宮の遺趾と傳へ、中古より大隅正八幡宮と稱し來り、後には應神天皇、仲哀天皇、神功皇后をも合祀したれども、其の主神は彦火々出見尊にて、同郡溝邊村宇麓なる高屋山上陵は彦火々出見尊が山陵と稱せられ、此尊が兄火^{ハシノカミ}闌降命と爭ひて海神の宮に入り、其の女豊玉姫命と婚姻を結びたまひし故事により、今も此社の三月十日の祭日に

鶴戸權現

の傳説
神武天皇

は木製の鰐と化粧箱とを鬻ぐ、鰐は尊の失ひたまひし釣針を取りし赤女魚に因み、化粧箱は其の御婚儀に因むといふ。かくて豊玉姫は尊の御胤を宿し、風濤烈しき日、海濱の產屋未だ葺きあへぬに生せたまひしは鷦鷯草葦不合尊にして其の降誕の地は日向國南那珂郡宮浦なる鶴戸の濱と傳へられ、海濱に大巖窟あり、窟中に祠を立て、尊を祀り、古來鶴戸權現として崇敬し、今官幣小社に列して居る。此鷦鷯草葦不合尊の御子こそ建國の祖たる神武天皇にましまして同國西諸縣郡高原村なる狹野神社は天皇降誕の靈地と稱へ、今官幣小社に列し、同宮崎郡大宮村にある宮崎神社は天皇東征の後其の皇居の址に就て、神八井耳命の子健磐龍神が創始したまひしと傳へ、同兒湯郡美々津港に神武天皇東征の時、此所に御休憩ありしと傳へて天皇を祀る立磐神社ありて境内に御腰掛石を存し、今に幾多の習俗を遺して、天皇は八月朔日に船出して其儘此國へは御歸りなきを惜み、今尙ほ此日は此港より出船せず。天皇御船出しまはんとして天氣の善惡且つ風の向きをも分らざりければ今遠見村にいでまして紙鳶を揚げて風の方向を知りたまへりとて、此地は他と異りて

秋紙鳴とて八月に揚る習慣あり。又御乗船の際、人々團子を製して獻せんと心盡せしも俄に御船出なしたまふこととなりて調製すべき暇なかりければ皿にて突きませて奉りしかば今も此日突き入れを製して神社に奉る。等の風がある（日向案内記）其の他、神代に關する口碑の殘存する神社多く日向國兒湯郡妻町の都萬神社は瓊々杵尊の此地方に降臨して海濱に遊幸して一人の美婦を見たまひ、汝はこれ誰の子ぞやと問ひたまへば、妾は大山祇命の子名は神吾田鹿葦津姫又の名は木花開耶姫といひ我が姉に磐長姫ありと答へ、尊の我れ汝を妻にせんと欲すといひたまへば、對へて妾が父に問ひたまへといひたまふに、尊は大山祇命に請ひたまへば、命は姉妹に百机の飲食を持つて進めしめたまひしに、姉磐長姫は容色醜きが故に召さず、妹開耶姫を召して妃とし彦火々出見尊等を生みし木花開耶姫を祀り、社前の池に片目の魚あり、神魚と傳へ、附近に妻苑川あり、其の西北に姫が產室の遺跡なりと稱ふる無戸室址あり、其の南の子湯の池は火明命生れたまふ時、此水を以て浴せしめたまひしとて郡名之れに基くと傳へ、其の附近には瓊々杵尊の山陵と傳ふる大山陵（又男狹

穂塚）並に姫の陵と稱する二個の鬱然たる山峯があり、大隅國肝屬郡始良村上石の大巖窟は吾平山陵と稱へ鷦鷯草葦不合尊の山陵と傳へ、后妃玉依姫の陵は其の右にあり、左にある靈水は目洗水と稱せらるゝ等は其の著しきものである。

隼人の國　日薩隅の三國は天孫發祥の地たると共に異民族の蟠居したる所にして古く襲の國と稱せられ、しばゝ、皇師に反抗せしは史の明示する所、景行天皇は爲めに日向に幸して高屋宮に在し群卿に詔して「朕之れを聞く、襲の國に厚鹿文^{あづか}追鹿文^{よいか}といふ者あり、此兩人熊襲の渠師なり、衆類甚だ多し、これを熊襲八十梶帥といふ、其の鋒當るべからず、少しく師を興せば則ち賊を滅すに堪えず、多く兵を動かせば是れ百姓の害、何ぞ鋒刃の威を藉らずして坐がら其の國を平にせん」とのたまひし時、一臣進んで熊襲梶帥に二女あり兄を市乾鹿文といひ、弟を市鹿文といふ、よろしく麾下に招き以て其の消息を伺ひ、不意の處を犯さば歛らずして必らず敗れんと、天皇之れを容れて二女を招きたまふ、市乾鹿文、父を熟醉せしめ密に其の絃を斷ち、兵、進んで梶帥を殺せしも、天皇

其の不孝を惡みて市乾鹿文を誅し、市鹿文に火、國造を賜ひて悉く襲の國を平げたまひ（日本書紀）其の後復た叛きし時には日本武尊皇子女裝して川上鳥帥を誅したまひし遺址は今大隈國始良郡上小川なる隼人城址なりしと傳へ、それより仲哀天皇の親征、神功皇后の三韓征伐となつて熊襲は全く、史上に跡を絶ち、隼人の名現はれ、彦火々出見尊に屈服したる火闌降命の後と傳へられ（新撰姓氏錄）此地方に居りしが故に、又此國を隼人の國といひ、其勇悍を稱せられて居る。國郡設置の初め襲、隼人の故邑を増嶺郡、大角隼人の故邑を肝屬、大隅、始良の三郡とし、共に日向に屬せしが和銅六年に至りて、此四郡を割いて大隅の國とし、今の薩摩の方域は上古吾田國といひ、又阿多隼人などいひ、薩摩隼人の名は早く史上に見えて居るのである。其の勇武は夙に知られしも、中央を離ること遠きが故に文化洽からず、地曠く野荒れて開墾せざる所多かりしを平安朝の末に至り、太宰太貳平季基、其の弟良宗も共に此地を巡視して日向國島津驛に曠土を招き、これを關白近衛賴通に献じ、賴通、家臣を遣はして此に莊園を開き之れを島津御莊といふ。其の後源賴朝の霸府を鎌倉に開き、諸國に守

護地頭を置くに當り、惟宗忠久、島津御莊の總地頭となり、姓を島津と稱し日薩隅三州の守護職に任じ爾來子孫世々其の職を踏襲して明治に及んだので、日向の一部（那珂郡飫肥の伊東氏、兒湯郡高鍋の秋月氏、臼杵郡延岡の内藤氏）を除きしは全部島津氏の領土（日向宮崎郡佐土原は島津氏の支藩）で、隱然日本の別天地を爲して居つたものである。例の「人國記」は日向を叙して「當國の風俗は無體無法の事のみ多く、只氣の先なるに任せて、己が理とする時は、非といふ人ありといへども、曾て用ひず、只其の理非は第二にして其の談する人と口論に及び、終に討ち果すの類なる風なり、誠に偏卑のあさましきこと人倫の道理を知らざること歎くべき所なり、唯だ死するを以て善とすること危き風俗恐るべし」といひ、大隅を叙しては「當國の風俗はこれも死を以て表とし、男子たる者は死する道も覺え、五常は一段外のこと、覺え、佛法は死後の沙汰にて生死のために無益と自見して常に主下の作法もあつてなく、主といふ名のみを知り、祿を受くるを主と覺え、百姓は地頭とのみ覺えて不禮の作法、擧げていふに足らざるなり。戰場に於て死するも忠義の節義のといふ工夫はなく、戰に臨み

薩摩人

ては死を致す筈とのみ覺ゆ。太平の時は主人危坐するに從者膝組み或は足を伸べ、主従雜談する類のことほど多し、末代とても此風なるべしとぞ」といひ、薩摩に就ては「當國の風俗大隅に少しも違ふことなしとぞ」といひ、其の註には「民俗本書にいひし如く剛強なる性質今之世に致るまで然かなり、常に床の上に病死するを憾みとし、殺伐の場に死を遂ぐるを自ら以て本意とし、子孫も之れを榮名とせり、かりそめの兒子の戯論に致りても少しの劣りを恥辱とし、其の父これに死を勧むる類の事多しとぞ、誠に死を恐れざるは勇猛なれども、理非を勘辨せざること遺憾ならずや」と説き、其の勇悍を稱して居る。古今其の風同じからざるも勇を以て表とするは此地方の特色と見るべきである。

薩藩の鎮國 薩摩藩島津氏の領土は陸には百二の天險、當年の飛將肥後の加藤清正を以てしても容易に越え得ざらしめし加久藤越の要害があつて、日本その他諸國との交通を杜絶するも、海には飫肥、坊津等の良港あつて支那、朝鮮、琉球より遠く呂宋南蠻に通ずるを得たるを以て中古には文化之れより輸入し、終に琉球を隸屬せしめしより内に鎖して外に開き島津氏の富をして豊

旅人調

眞宗禁制

かならしめた傾向がある。豊臣秀吉來攻以後堅く國を鎖し、肥後の加藤が來るならば烟硝肴に團子會釋、それでも聞かずに来るならば首に刀の引出もの」と謳ひて士氣を鼓舞し、秀吉來攻の時、其の國情を知らしめし等の事情ありしと見え、眞宗を嚴禁し、「一向宗の儀仔細之れあり、當家代々之れを制禁せしめられ畢んぬ。若し違犯の族之れある者は貴賤に依らず、宗門改め人其の外、支配頭へ申し出べく候事」(毎朔御條書)とあり、關原以後、徳川氏の注意する所となりしが故に嚴に他國人の入國を吟味したるは古松軒の「西遊雜記」に、

薩摩侯の領分に入るとき、關所におゐて荷物を改め、見せ金と稱して、金子三歩計も所持せざれば、關所を入れず。是は國に入りて病死せるか、疾病あるときに、國所の物入にならぬ用心と見えたり。予、此國の一見は、一通の旅人にては、端々迄見めくことならぬ様に、兼て聞及し故に、假に六十六部の修行者に身をやつし、關所にかゝりし故に、さして番人のとがめもなかりし也。然れども往來證文を一見し左の通ゆるし切手を渡し、村々におゐて此手形を庄屋年寄に見せて、何月何日何村に止宿せしといふ書付を取て、通行すべしと渡せし也。

其書付の寫

備中國、下道郡、岡田村、修行者

古松軒一人

一年五十歳 筋一つ、内に本尊地蔵尊、其外何々
一、金子何兩

右者國所證文路銀持參、水引新田宮、鹿兒島福昌寺、正八幡、霧島山、六十六部經文爲奉納、昨日當御番所へ入來候に付相改、爰元致一宿、今日午刻爲立差越候條、御領分中少も無滞差通、經文奉納相濟候はゞ、御當所より、無油斷歸國可被申付候以上。

何月何日 何々何某印

郷士年寄中へ

此書付を止宿せむと思ふ所にて、年寄村役人宅へ行て差出せば、年寄よりも左の通書付を渡す事也。

右書付并旅人の様子をも見届、無別條候に付、兼而被仰渡候趣爲申聞、爲致一宿、今已の刻爰元爲立、御方々様へ差遣し申候、以上

月 日 何 村 何 某

西方郷士年寄中

右の通にして止宿し通行するに、國法ながらも、修行者と成りて入る時は、野宿といへる事をも言ひらきとして、行度方に見めぐり、幾日にも滞留して、番所ある所にて右の書付を番人に渡し、國を出る也。

とあるにても略ぼ其の情を察することが出来る。他國者を取締る此の如きと共に、内には他國風に似ることを戒め、眞雄雜集には、

惟新公がねく御意候は郷談(京談の誤り)を使ひ、他國の風を似せ申す時節に成り候はゞ、薩州は弱く成るべく候。他國を似せぬ中ばかり、薩州は多人數の中にありても、國者と知れるがよし。今の様ならば、やがて郷談はやり、身なり迄も他國者のやうに成るべく候、とり立て大名のうはそなへを見て、善しと思ひがうした所から我が國の風は、日にまし疎くなり、心他國に馳せだし、我が國は蟬のぬけがらの様に成り行く所より國衰へ、大身小身者まで困窮に成り立つものぢやと御意候

とある。かくて飽くまで御國者として一異彩を有せしめ、陰然徳川幕府に一敵國の觀あらしめ、終に維新の風雲を起して幕府を倒し、久しく鎖されたる此國も開かれ、禁ぜられたる眞宗も許されて現代に至つたのである。

維新前に於て嚴禁せられたる眞宗も、明治九年以來公許せられて他の各宗寺院が維新の廢佛毀釋に遇ふて復興する能はざるに反し、眞宗は全勢力を有し、鹿兒島縣

番役

下寺院總數百五十一の内眞宗は實に百三十を有して居るので、彼等は實に三百年禁制の間に於ても番役なるものを置きて阿彌陀佛像を其の家に祕藏せしめ、人の死したる場合などには祕かに之れを拜せしめ、萬一發覺せる場合には死刑に處せらるゝ規則なるも、よく其の禁を犯して之れを守り、父不幸にして死刑に處せらるゝも子亦番役となり身命を賭して佛像を守り來つたのであるといふ。

土薩摩の風

薩摩の士風 一定の土地に一定の領主を戴き七百年を経過し來れる薩摩には自ら薩摩の氣風がある。三宅光華氏が其の境上に開聞山、櫻島、霧島山の火山相鼎坐し、沿岸には一帶黒潮の暖流ありて、蒲葵、龍眼、芭蕉の如き植物繁茂して、一般に亞熱帶の氣候に屬し松も杉も一年に三回尺以上成長する純然たる南國氣風である。薩摩の自然は、總てが激烈雄大である。肅々として降る様な雨はない、習々としてそよぐ小風はない。暴雨一瀉笠を覆へすもの倏然として至り、忽然として去りて跡は天地一段の清明を加へる。颶風一陣、樹を抜き屋を倒すが如き慘烈も、年々數回はあるが、雲霧るれば忽ち舊態に復する。炎威赫々たる夏期は非常に長くして、一年の半分も續く。かゝる風物に養はるゝ薩人の性格が、この自然の環象より受くる所、決して渺くはないのである。

郷中の組

(郷土光華傳)といはれた如く、此自然と古くは熊襲、隼人の勇悍なりし口碑を傳へ、近くは七百年來武を練りて一時は九州に雄飛し、徳川氏の世となりて關ヶ原の役に敗者の地位に立ちて其の屈辱は薩摩真言秘密といふものとなつて「南無關ヶ原はらみつたそわか」を毎日七遍づゝ唱へ誦すれば無病息災、福壽長久なりと傳へられ(同誌)隱忍能く武を練り來り、城下多數の士は其の居所志向によつて幾多の區分を生じ、これを郷中といひ、また方限と稱し、一團を爲して互に砥礪せしむるにて、前髪ある時代を兒といひ、兒には兒頭ありて之れを統べ、十四、十五歳に至れば前髪を去りて兵子二才の部に入り、二才には二才頭ありて之れを統べ、二十四、五歳に至れば郷中を去りて或は妻帶し、或は役務を奉ずるにて、此郷中にある間は嚴に規約を設けて志操を砥礪し、文武を講習し、他の方限と猥に交際するを諱め、内に向つては相親むこと兄弟の如く、外に對しては競争の念を養成して士風維新の興奮劑とし、或は詮議と稱して忠孝節義に關する問題を提出して互に討論し、或は題を設けて之れを一人に答辯せしむる等のことを行ひ(藩薩士風沿革)、其の年中行事とも云ふべき主要なるものは、五月二十八

日の傘焼、六月十四日の日新寺詣、九月十四日の妙圓寺詣、十二月十四日夜の義士傳讀等である。五月廿八日の夜は曾我五郎十郎の兄弟が傘を焼きて炬火として父の仇たる工藤祐經の狩屋に入りて復讐せし故事に因み廢傘を集め河邊又墓地等の空地に於て之れを焼き角力などを取りて孝子の昔を偲び、六月廿四日は島津忠良の靈を祀る加世田の日新寺(今武田神社)の祭日なるを以て前日より參詣して其の夜は神社附近に野宿し、當日午前九時稚兒踊の終ると同時に出發して鹿兒島に向ふ、其の間十里に近く、内五里は柳ヶ谷峠の嶮路あるを馳せ續けて一秒も早く還て市内松原神社(島津貴久を祀る)に參詣するを手柄とする十里の長距離競争、九月十四日は關ヶ原敗戦の紀念として島津義弘の靈を祀る妙圓寺(今徳重神社)に詣で、其靈を慰むるにて、二才は甲冑を鎧ひ、兒は陣羽織を着し、大小刀を帶し、十四日の夕より出發して七里の長途を経て其の夜の祭典に列し、直に歸途に就くので、十二月十四日は赤穂義士討入の當夜なるを以て各方限の青年相集りて繰返し、大聲にて赤穂義士傳を輪讀して夜を徹するにて(同書)いづれも士風を振興し、青年の元氣を鼓舞する。

ものにあらざるはない。

薩摩の文教に就ては已に總説にいへる如く我が國宋學の源を爲したるにて徳川時代に入つても島津光久は其の子綱久を諱めて「學問の義は専要たるべく候、第一國家の仕置、無學に候はゞ行き當る事のみ之れある者にて候」といひ、文之和尙の弟子如竹に學びし諱訪李右衛門、竹内助市を擧げて傳と爲し、其の後歴代文教を怠らず、重豪封を襲ぐに及び、安永二年地を城南に相して造士館を創設し、山本正誼を舉げて教授とし、講書は四書、五經、小學、近思錄等の書を用ひ、註解は程朱の説を主とし、妄りに異説を雜へ論ずるを禁じ、別に明時館、醫學院を置き、菜園を設け、且つ山本正誼に「島津國史」を編せしめ、明經博士伏原宣條に就て國典を研究せし白尾國柱をして「成形圖說」一百卷を纂輯せしむる等、文教大に興り、島津齊彬は國事多端の時に封に就き、専ら文武を獎勵して益々士風を作興したのである。

薩摩琵琶 薩摩の土風振興に興つて力あり、今も尙ほ盛んに弄ばさるゝものは薩摩琵琶である。橘南谿の「西遊記」に「其の形は平家琵琶などよりは小さく、揆は黄楊木にて造り、甚だ大にして扇を開けるが如し、年若き武士皆な琵琶をもてあそぶ、彼の二州(薩隅)は名だたる勇猛の風あるに、据高くかしげ、長き刀を十文字に横たへたる荒おのこの、夜な／＼琵琶ひきありく、其の風情おもひや



來琵琶の由

るべし、其の調正しく其の歌雅にして他の國の琵琶とは似よらず」といへる如く、今も行はれて雅樂琵琶並に平家琵琶の殆んど水平に持ちて彈すると甚だ忙しくして且つ勇ましいものもあり、殆んど直立の形を持ち其の演奏も甚だ忙しくして且つ勇ましいものである。「御家兵法純粹」には其の由來を示して「御國の儀昔は他國同然に男女貴賤を別たざる所の歌舞のみにして勇士の義氣を養ふ歌舞これなく候を日新公始めて士踊を御作り此踊に勢ひをつけ候歌を御作り節を御付け士をして之れを踊らせたまひ士の勇氣を御養ひなされ候而して是は衆と

共に樂むの業なれば陰鬱なる閑居などに心を樂しみ氣を延し候所作を考へられ天吹を吹かしめ樂器の内なる琵琶を彈かせたまふ。これにて歌を御作り、生老病死、盛者必衰、有爲轉變的道理を御知らせ、中にも中老以後の氣を養ひ、樂しましめたまふ」とあり、「通俗琵琶談」には「此琵琶は聲樂としては平家琵琶より起り、樂器としては雅樂琵琶により、島津忠久公征韓役後、本國の士風の衰ふるを恐れて、筑前に漂泊せる琵琶法師を招いて琉球の樂器の音の女性的のものを男性的に直し、一の新機軸を出し尙武といふことを一點としたのである」とあり、「薩摩士風沿革」には「薩人の武勇を勵み、生命を経視せしは琵琶の感化に負ふ所實に大なりとす」とある。

薩摩の武士踊 此の薩摩琵琶と共に薩摩の土風作興に力あつたのは今も祭祀風俗として遺つて居る武士踊である。これにはいろいろの種類があるが、一般農村に於て春秋の候又は夏季の盆踊に代へて行はるゝ太鼓踊は、一隊三十人から六十人位にて鉦と太鼓との二組に分れ、鉦を打つ者は陣笠を冠り、太鼓を打つ者は背に青竹を七八本負ひ、其の中央の大竹は高さ五六尺に達し

其の頂に紙製の旗を付け、少しく低い三四尺の竹に鳥の毛を飾り、其の他四五本の低い竹にも木屑又は紙片を青赤黄等に染め分けたるを押し立て、頭には鉄形打つたる兜を戴き直衣に似たる種々なる衣服を着し、脚袴、甲懸の軽快な扮装にて胸に大太鼓を結びつけ、鉦と太鼓との二組に分れ、これと同じ扮装の踊り子が足並揃へて踊るので、島津義弘、家久兩公が征韓の役泗川籠城の時に初められたと傳へ、大抵同一の時節に催さるゝ棒踊は又御田踊ともいふ農村の踊にて一隊七八十名白鉢巻に紅と紫との襷をかけたる若者二列に分れ、五尺ばかりの桿の棒を以て謡と掛け聲とに連れ丁々發矢と打ち合ふので、磨欲踊といふは征韓の役に義弘父子が大隅始良郡なる栗野城を出發せらるゝ時は僅に廿三騎であつたが少しも屈せず同地八幡宮の社頭に於て踊らしめられたに初まるといひ、今も七月四日同社の神前に勢揃ひを爲して棕梠皮の脛當を爲し白鉢巻に陣羽織の姿にて佩刀を抜いて踊るのである。これらは農村に行はれるのが眞に士踊(さむらいおどり)と云はるゝは、先きに舉げた加世田の武田神社の祭事等に行はるゝので、二才組と兒組と甲冑組との三に分れ、兒組は羽

土踊

棒踊

磨欲踊

織袴、二才組は春白米俵などいふ重量などを背負ひ、甲冑組は前軍、中軍殿軍に分れて踊り、後には二才、兒、甲冑の三組も一團となつて踊るので、こは關ヶ原の役に敗報頻りに至り島津龍伯公が非常に悲觀せられたるを慰めんため御庭先に集りて其の優勢を示したのに基くといふ。(「隠れたる九州」)日新公の作と傳へらるゝ士踊の歌は左の如くである。

ちとせふる松のみどりも君が代も。いまこそちとせのはじめなりけり。
わかみどり色もかはらぬ松が枝に。いまぞちとせの初めなりけり。

今は難波に何はやる。うらのれうしが網をひく。えーさらくと網をひく。とても参らば清水に。花の都を見おろして。おもしろやいよのかた

（俚謡集拾遺）

鹿児島の今昔 七百年間舊風を保持し來れる薩摩には今尚ほ昔の面影を遺し、王政維新の後に於ても明治十年頃までは依然御國風を留め其の鬱勃せる士氣は發して西南の役となり、一代の豪傑西郷隆盛が薩南の健兒を率ゐて

官軍に抗し、終に城山の露と消え、百二の都城多く兵燹に罹りて其の風俗も亦一變した觀があつて、彼の安永年間此國に旅びせし古松軒が「薩州の風俗を見るに、鎌倉の遺風ありて惡しからず、東都へ兩度參勤して上方筋の風俗を見し士は中國筋の士風とさして替りしことはあらざれども、外城に在宅して薩摩の地を離れぬ士は、その容體、土佐繪に寫せし士のごとく、長き刀に脛も見ゆるやうなる短き袴にて言語も解し難く、いかにも古への武士もかかる風俗ならむと賴母しき體なり」と(西遊雜記)といへる面影は今見る能はざれど、西南役後十有餘年を経たる頃に旅せられし幸田露伴氏は「日暮るゝ頃、市街を徘徊なして模様を伺ひたり。筑紫の果なるに亂後のことなれば、市街も淋しくて風俗も鄙び、商賈の輩と書生の輩との區別もなく、男は皆な裾短く袖狭き衣被て「ヘコ」帶といふもの腰に纏ひ、言葉つきも尊卑の隔てなきが如く、他國生れの我等には聞ゆ。女は大抵陋くして身分よき者の娘妻なんどの外は細帶ばかりして帶結べるものなく、言葉も鳥の囀るやうにて聞きわけ難きこと一方ならず。

陸奥の果の女の言葉は猶ほ解くべし、此地の言葉は遂に辨へ難しと我等をし

て嘆聲を發せしむるばかりなり。物購はんとするにも言語半ば通せず、末は互にもどかしがりて怒りを起すに及ぶこと一度二度のみならず、一體此地の人ラ行の音を能く言はずして半ばア行に訛り、半ばタの濁音行に訛る。それさへ心しても聞き悟り難きを、まして語氣の緩急、本來の語形とも甚しく我等が用ゐるものとは異なるなれば互に解せぬも是非なし。風俗は惡しとまでにはあらざれど、亂後の故にや表は一應強くして裏は却て懦弱のやうなり。市街を行きて淫猥なる絃歌の聲を耳にせんなど、鹿児島に入らざりし前、我が夢にも想はざりし所なるが來りて見れば案の外に媚めきたる歌の聲さへ時に洩れ聞えたるには驚きぬ」(まき草日記)と。其の後早や二十餘年を経過し鐵路開通せられて都人の來往殊に多く、其の風俗も次第に軟らぎ來り、漸次一般化せらるゝ傾向がある。言語は幸田氏も云はれし如くラ行の音をタ行に代へ、發音は概して急激にして縮約せるもの多く、刀をカンナ、燈籠をトロ、太鼓をテコ、大根をデコといひ、あちらこちらをイツペコツベといふ類多きが、中には古語の殘留と思はるゝ女子をメコ、地震をナエ、種をサ子といふ類もある。「俚謡

集拾遺載する所の方言唄には

おはんは(貴方は)そげんぎあんすどん(云はれるけれどそらそぢやごあはせん(それはさうではござりません)ふとのないよきて(人の聞きて)ぎアやめすな(ちつしやるな)

ちご(稚兒)たちよ、こけきちエみやい(此處へ來て見やれ)櫻島のづたんばう(中腹から月がはつぢえた(出た)

だいてろさん(誰さん)だいてろさんは、きよでふんぢや(兄弟分では)げあはんかいやそぢやごあはんと(が)なぜそげんゆいもすか(そんなに言ひますか)にちよいもすげん似てるますからゆいもしたが(云ひましたよ)

がある。其の他、天氣のよい時の挨拶に「ヨカハダモケ」新年の挨拶に「ワカナリマシタ」人と別れる時に「イマデゴアンス」等は他國人をして解し難からしむるもので「日本周遊奇談」には或る旅人が手拭を買ひ来れと命じたのに鯛(方言テノイオ)といふを買つて來たといふ奇談が載せてある。飲食物の珍らしきは直徑八九寸もある大蕪の如き櫻島大根、月日貝とて一面赤く一面白き蛤の如

飲食物

き巨貝、芋の焼酎等で、蔬菜の類は皆な纖維強靭にして咀嚼せらるゝものが少い。(常薩見聞談)甘諸は此國にては唐芋といひ、畠といふ畠には一般に栽培せられて下層の人は之れに少量の米又は粟を入れたるを常食とし、之れにて釀したる焼酎は薩人一般の好飲料にして一種の臭氣あつて他國人は飲み難いが、薩人は芋焼酎の味を解するやうにならざれば、共に男子の風懷を談ずるに足らずとし一醉陶然として興至れば鬱聲を發して歌ひ、且つ箸を折りてナシコといふ戯を爲し互に機略を運らし、勝敗を争ふ。(郷土光華號)蓋し甘諸は薩人の生命にして、寶永二年、當國山川郷兒ヶ水村の民利右衛門なるもの舟子として琉球に航し、土人が常食とせるを見携へ歸りて植付けしに甘味美にして收穫も亦良好なりしを以て村民競ふて之を栽培し、唐芋と稱して五穀の代用とするに至つたので此利右衛門を祭れる神社は揖宿郡山川郷兒ヶ水にあり、徳光神社と稱し、里人の尊崇殊に篤く、甘諸翁の碑を建て、其の功德を頌して居る、一説には元祿十一年種子島領主種子島久基の琉球より贈られて之れを領内に試植したのに初るともいひ、享保の大飢饉に際し全國餓死するもの多かりしに、

獨り此三州の民の免るゝを得たのは全く此甘譯の賜で、現に鹿兒島縣下には、作付反別四萬七千町歩、收獲一億六千餘貫、(鹿兒島縣案内)と計せられて居る。これら食物に就きて面白きは「薩摩日向の地には蓮池なく、從つて蓮根を知らぬ人が多い、或る田舎の老婆が鹿兒島の寺に參詣したる時、蓮根を煮て皿につけて見るを見て大層念の入つた料理ぢや、よく此様に同じ大さの穴を同じ様に明けたものであると感心した」(日本周遊奇談)といふ話である。

薩摩の産業

薩摩は古來屯田の制度を定めて吉松軒が「何國の戰にても薩州軍はねばり強くして、きたなき負をせず、土着の制、尤も其のことはりあるべし、百廿餘外城にて、士格三萬、五石取、十石取も土着して、自ら耕し作り取りに於ける時には民も養はれ、三人も五人も自由に暮らせ、身體も大丈夫となりて、寒暑も蟲食もいとはねやうになるものなり」(西遊雜記)といへる如く、武士は一般に農夫として、平時は其の田園に衣食し、かねて其の筋肉を鍛え、一朝の緩急に應じて決して安逸遊惰を爲さなかつたから勇武の一面には理財の道も立ち、林業に於ても組合杉、人別杉とて各部落をして毎年必ず杉、松等を毎戸十數本づゝ植えしむるを慣例とし現に九州第一の森林となり、工業に於ては國產として其の名を擅にする薩摩絣は山藍を染料として他の摸擬すべからざる香氣と色合とを有し、近年盛んに需要せらるゝ大島紬も縣下大

薩摩焼

名士町

島郡特有の染料を用ひて高評を博し、別に征韓の役島津義弘が陶工十七人を携へて歸り、之れを鹿兒島高來町に居らしめしに初り、一時其の中の良工を選びて大隅の帖佐に移し茶器を作らしめ、後、寛永中再び窯を薩摩の豊野に移し、又磯の田浦に移し、白磁に類する純白透明の器物を製して其の技益々進歩し、寛政年間島津齊宣、工夫に命じて白瓷に金襷の彩紋を施さしめなどせし薩摩焼あり、維新後一時衰頽せしが明治七年沈壽官なるもの之れが恢復を計り、工場を苗代川の藤の尾に移し内外人に愛賞せらるゝに至りし如き國產は少なくないのであるが、薩摩の誇りはこれら物質的の產物にあらずして實に人物の輩出であつた。現に鹿兒島市下加治屋町の如きは七十四戸の小部落であるが其の中から今尚ほ薩人の崇敬渴仰するのみならず、日本近世史上の大人物と云はるゝ西郷隆盛、大久保利通を初め、陸軍の大山巖、海軍の東郷平八郎氏等を出し、大將十一名、中將十四名、少將廿名、同相當官一名、公侯伯子男の新華族十八名都合六十四名(福岡日々新聞「懸れたる九州」を出して居る如きは稀有の例である。

歳時結婚其他の風俗 都會の風の次第に吹き來りて奇風異俗は失はれたれど尙ほ鹿兒島市にては正月の初めにいづれの家の門松にても遠慮なく松の葉を折り取りて男女互に顔を見せ合せ「おわからぬないやしよ」とて投げかゝる風近く遣りたりといひ、子供等には破魔投げとて直徑三四寸の圓木を厚

破魔投

中秋の綱曳

さ四五分に切りたるもの、兩陣相對して棒を以て打ち飛ばし打ち返して勝負を争ふ遊戯行はれ、教戦の遺風を見るべく(土風沿革)日向南那珂郡福島村地方にては正月十六日には村中の子供、青竹を六尺ばかりに切り、其尖端に藁を圓く巻きつけたるを持ち、それにて地を叩き、「もぐらエー」とんとこせ、餅を一つくれんにやうんが家ん雪隠叩きこわすぞなど歌ひて餅を貰ひ歩く風があり(郷土研究四ノ三)節分の夕刻には鬼が来るとして薩摩の或る地方にては空砲を放ち、室内に入つて燈火を滅して豆を撒く風があつたが近年は鐵砲取締規則によつて發砲は廢されたが、此夜には赤大根の膾を食ふ習慣がある(鹿兒島市には下層の子供等がゼン／＼マキヤイホウ／＼カ子／＼マキヤイホウ／＼)といひて市中を廻り、厄年に當る家にては其年の數だけの錢を蒔きて厄落しとする習慣がある。(同上)八月十五日の月見には盛んに綱曳を爲し武家、百姓、町家と格合を異にし、中にも武家格と百姓格とは數日乃至十數日前より綱を造り初め、當日夕刻となれば廣庭に其の綱を巻きて祭壇とし、之れにて月を祭り、それより東西に分れて引き初め、町家は各町毎に一組となり、其の綱を持ちて町内

を廻り、他の部隊の者と會せば其の綱を奪ひ合ふ(風俗畫報四七三)此日當年十二三歳の少女ある家にては貧富を論せず、分に應じて相當の衣服を新調し、之れを店頭に飾り、又新調の手盥に初つ水を汲みて月の出るを持ち其の少女をして月に向つて顔を洗はしめる習慣がある(同四八)鹿兒島地方の結婚に就ては、さて他と異なることなきも、婚約成ると花嫁となる女は加勢と稱して花婿の家に日々出入して裁縫其他家事上の手傳ひを爲し、さて輿入れの日となると花婿の方より迎ひの者を出し、花嫁は之れと同道して乗り込むのであるが、其の途中に若い者等が待ち受けて水を浴せる習慣がある。爲めに晴れの衣裳は晝の間に婿方に送り、不斷着の儘にて乗り込み先方にて着換へるものもある。さて婚禮の式を擧ぐる時には庭の植込などに見物は遠慮なく入り込み、いろいろな批評を試み、中には御祝ひ申しますなどと紙に包みたる石、甚しきは蝦蟇などを投げ込むものもあつた、此風は近年餘程減じたやうであるが尙ほ邊鄙の地にては此惡戯の行はれて居る所もある(同四四六)日向地方に於ては輿入の當日媒妁人は嫁方の一行に二三十間も先立ち羽織袴に頬冠といふ奇態な

扮装にて歩み、次で厚化粧したる花嫁は濫蛇の目の傘を半開にし、親戚の女二人付添ひ、續いて簞笥長持等の道具を藁蓆に包んで人足が擔ぎ、其後から親類知人等が男女打混り面白い節の歌を唄つて行く（結婚畫報其他）其の他の風俗に就ては「西遊記」には薩摩鹿野谷といふ所に闘牛の戯あるをいひ、又權馬といふことありとて

薩州日州の邊は都遠ければ却て古代の風残れること多し、諸所の神社には權馬といふ事あり、權馬といふ名目、東鑑にも見へたりとぞ、其權馬といふことを如何なることゝ所の人に問ふに何にても心願ある人其思ひ崇ふ所の神社に權馬を奉るといふ、其式小荷駄馬と飼馬を撰ばず、數十百匹取集め鞍あふみ、皆具して其上に幣を切かけ、口取のもの馬一匹に、三人ほど付て、皆白衣襷かけ、神樂の太鼓を相圖に其馬を一度に追立て、鳥居前より拜殿を廻ると三邊、數十百の馬數百人の口取、いやが上に相重なり、我れ先にと一同は押廻る、其間神樂を頻りに奉る、太鼓の響、人馬の聲夥しくして一村を振ふことなり、此事済んで流鏑馬を始む、いといさましく古風なることなり、其流鏑馬

競馬などいふことも近世上方には稀なる事なるに此邊には諸神社皆なあり、殊更日向の宮崎郡下北方村にある神武天皇の宮に行ふ、流鏑馬競馬は最も嚴重なり云々

といふ。今も馬踊として祝ひの時や祭の日に行はれて居る。

傳説と俗信 此地方傳説の主要なるものは神代の遺跡として略ぼ前に舉げたが彼の大巖窟の中に建てられたる日向の鶴戸神社の宮と巖との間は僅に一寸ほどで、或る年改築の任に當つた大工が如何にして此の狭い所へ五尺の身體を入れて工事に着手すべきかを憂慮せしに、其の日になれば宮と巖との間三尺ばかり自然に開いて自由に仕事することを得るやうになり、かくて今まで幾度も改築せられて來たので、全く神威の然らしむ所と傳へられて居る（文藝俱樂部九ノ七）同國北諸縣郡梅北村なる神柱神社には伊勢と日向の物語といふ有名な傳説がある、同社の由緒記にいふ

平朝臣大監季基、始めて梅北の荒土を開墾してこれをたもち、第宅を構へて居住す、萬壽三年丙寅正月家の門を建てむとて、梅北村大吉山より門柱を牽

く片柱を五百人にて引上げども動かず、又五百人を増す、時に季基の女子六歳なるが出てこれを見ると狂氣となり、これに神託ありて我は伊勢の神宮より此地に在りて萬民を護らむと欲す、速に社を建て神柱と稱ふべし、これを信ぜずば伊勢の國に上せて問ふべしとなり、季基、則ち使者を發す、時に伊勢にも彼の神官の童子七歳なるもの神託ありて日向の國縣(延岡)に於て兩使、同じく郵亭に宿りて、共に其事を語るに符節を合せたるが如し、兩使其郷にかへる、此時の夜話を世人傳へて伊勢日向の物語といひしとて、此歲季基伊勢に至り神官に告て神體を奉じ來り當社に迎へたり」

石神神社とあり、薩摩日置郡山田村の石神神社に就ては「日薩隅地理纂考」に「神體は大片石なり、石質堅くして御蔭石の如し、鹿兒島及市來郷等に石神氏あり、皆な此を氏神とす、俗に曰ふ、石神氏の先祖石神重助といふもの奇石を得て奉崇せしが、此の如き大石となりしといふ。一説に重助は元澁谷東郷の一族にて朝鮮征伐後肥前に赴く道にて重助が足の指股に小石挟りて、探て捨つるに亦挿てかくの如くなることしばくなるにて其石を探て見るに始めの石なり奇異に

思ひ、其石を懷に收め朝夕齋祀して朝鮮にても度々の難義の過ちながらしめし故に歸陣の後、神と崇めければ其石年々に太くなり、又靈驗いちじるしきが故に氏をも石神と改めしといふ」とあり、其の他同郡吉利村には昔此村の海上にて異國船難波せしに其の帆飛び上りて此所に落ち種々の靈異を爲せしを祀りて海上安全を祀ると云はれ。同薩摩郡瀬上浦の海岸に深さ二間、廣さ二間の巖窟あり、土俗これを黄泉に通ふの路として精靈洞と名け毎年盂蘭盆の前後には洞口の邊草左右に靡き伏して人の踏み分けたる如しと信ぜられ、大隅國贈嶼郡小村の大穴持神社へは毎月朔日の夜、此村の海中より火出で、大さ燈心位にて地を離るゝ五六尺ばかりの所を其の間一里を距てたる同郡若宮八幡の庭に至りて消ゆるを大穴持の火と名づけ、其火の過ぐる道には家を建つれば祟ありと云はれ。薩摩兒島郡荒田八幡は蝮を忌みたまふが故に村内に此虫を見ることなく、此神社の下の砂を拜請して符をなせば蝮の害を免かれ、同國揖宿郡鰐ヶ池は昔大鰐を得て其の片身を割きしに其の片身池中に入りて池の靈となれりとて之れを漁するを禁じ、山を鰐ヶ岳といひ、其の近傍の温

泉を鰻の湯といひ、大隅始良郡國分村宇府中は一村鼈を食はず、且つ此村の中央にて井を掘れば水は出でずして血が出ると云はれ、日向宮崎郡生目神社なる生目神社は平景清の靈を祀り、景清、賴朝を殺さんとして成らず、遂に眼を抉りて其の念を絶ち、此地に來り、閑居し、後、水に投じて死せりと傳へられて此神社に詣づれば眼病に驗ありと云はれ、同東諸縣郡法華嶽の薬師は傳教大師の作にして和泉式部惡疾を患へ之れに祈りて全快したりとて病氣平癒を祈らるゝの類少からず、同西諸縣郡東方村なる岩瀬川の上流にあり、一は勃然として起ち、他は坎然として凹む陰陽石は最も巨大なるものとして著しく、薩摩出水郡阿久根には七不思議とて(一)海を距ること六町の水田中にある黒神岩には波の痕あり且つ貝殻多く付着し、(二)これも海岸より十餘町を隔てたる水田の中より潮の満つるに隨ひ鹽水の湧く隔岡の鹽田(三)八幡神社の前の石に長さ二尺ばかりの足跡あり、(四)船の形をしたる岩船、(五)海底を潜ぐりて遠く飫島に達すると云はる、佐瀉の洞窟(六)時として火を放つ光礁、(七)末なき尻無川(出水風土誌)が教へられて居る。若し其れ山わろ、河太郎並に天狗の怪に就ては南

陰陽石
七不思議

山猿

山女

籍の「西遊記」に「九州極西南の深山に俗に山わろといふものあり、薩州にても聞きしに彼の國の山の寺といふ所にも山わろ多しとぞ、其の形大なる猿の如くにして常に人の如く立ち歩く、毛の色甚だ黒し此寺などには毎度來りて食物を盜み食ふ、されども鹽氣あるものを甚だ嫌へり」といひ、又「日向國飫肥領の山中にて、近き頃菟道弓にて怪しきものを取たり、惣身女の形にして、色殊の外に白く黒き髪長くして赤裸なり、人に似て人にあらず、獵人も之れを見て大に驚き怪み、人に尋ねけるに山の神なりといふにぞ、後の祟も恐ろしく取すてもせず、其の儘にして捨て置きぬ、見る人もなく、腐り果けるが、何のたゞりもなかりしとなり又人のいひけるはこれは山せといふものにて深山にまゝあるものといへり」といひて山猿山女の口碑の存せるをいひ、井上圓了氏の「日本周遊奇談」には「鹿兒島にては毎年五月十六日は河童の御前迎と稱して其の日は決して水中に入らぬ、若し入らば必ず水難にかゝると信じて居る、御前も御妻のことで婚姻を意味するのである」とある、これらの怪異のみならず、薩摩日置郡なる冠嶽は孝元天皇の代、秦の徐福來りて玉冠を埋めし山と傳へられ、岳上に熊

天狗

野神社ありて天狗の棲所と稱せられ、時に山上に燃火し、或は法螺を吹き、鉦鼓を鳴らし、岩石崩れ、大木折るゝことありと傳へられ、揖宿郡山川村竹野山並に其の東方なる鳶口峯は共に天狗棲めりとて山下を過ぐるもの高聲にて談話すれば山上より石を下すといひ、又此兩山の下にて船を繋ぐときは祟ありて之れを忌み、文化八年十一月二日の夜、官船、神明丸といへるを鳶口峯の下に繫ぎしに竹野山の絶頂に星の知き火光見えしが、忽ち船の上に飛び來り、帆柱の上に提灯現はれ、修驗者の如きもの數多見え、舟人驚き恐れ皆な船底に逃れ入りしも、悉く蹴倒され、夜明け見れば檣折れて居た（薩明日地理纂考）といふ如き談が傳へられて居る。

山間と海島 肥後の五箇庄に接せる日向國西白杵郡椎葉村は東西十六里、南北十四里、山岳重疊の間にある幾十の小部落から成る大村で平家の殘黨の逃れ入つて、居宅を構造するまで椎葉を重ねたから椎葉と呼ばれ、其の中央を那須といひ、こゝには趣味ある口碑が傳へられて居る。そは源頼朝の既に平家を滅して後、此の山中に尙ほ殘黨の潜めるを聞き那須與市の弟大八郎と

いふに其の偵察を命じ、大八郎は比所に來り密かに其の情勢を窺ひしに、平氏の殘黨は早や刀槍を棄て、農作に從事し源氏に反抗する様子もなければ、此に一小城郭を築き、平氏一門の崇敬する嚴島神社を勧請し、平清盛の末族たる田鶴姫を娶りて之れを懷柔せしより平氏の殘黨は心を安んじて此所に落ち着くことを得たので、其の後大八郎は鎌倉に歸つたが田鶴姫は此地に止り、二人の間に出來た女子に那須の姓を冠し其の子孫次第に繁殖したのであるといひ、古雅なる風俗が殘留し、言語は優美にして、此地開闢以來傳へらるゝ。

奥山に鹿ぞ啼く、寒さに啼くか、妻呼ぶか。寒さに啼かぬ、妻呼ばぬ。明日は御山に狩がある。狩場は狭し、子はほそし。助けたまへよ山の神。此子が無事に生ひ立たば、伴れて御山を踏ませませう

といふ春の歌の如きものがあるが、地は谿谷の中にあるが故に住民は山を焼いた跡へ稗黍、蕎麥、大豆の類を植えて生活の資とし、木を伐りて業とする位である（隠れたる九州）『日本周遊奇談』には此地の方言を擧げて

さのふみて、けふみんくやーがけやーしかいつちご見ずば死のうなーんじ

昨日見て今日さへも悲しいに一生見ぬば死ぬであらうといふ意味であるとある。平家の落武者と傳へらるゝものは山間のみならず、海島にもあつて、東

鑑には源頼朝の天野遠景をして鬼界ヶ島に平家を討伐せしめし事を載せ、此島々にも平氏の残黨の潜みしと見え、鹿兒島市を距る海上三十八里の黒島なる城ヶ浦の山上には平氏一族を埋めしと傳ふる古墳ありて庄屋日高氏は其の末裔なりといひ、同七十里内外を隔つる口ノ島中ノ島臥蛇島、平石島、諫訪瀬島、惡石島、寶島(吐火羅)等海上に基布せる七島の島司は皆な平氏と稱し、平田、日高の姓多く、源平の亂、平田家の祖新三位資盛の子、兵衛太郎、母に抱かれて此の七島に來れりと傳へらる(日本名勝地誌)。島々の風俗は同じからぬど男は漁獵し、女は耕作し、家屋は多く籠にて葺き、食は甘藷を常とし、維新前にも婦人は眉を拂はず、齒を染めて居つた古風は殘留し、徳ノ島には近くまで出産の後、産屋の邊で一七日間晝夜焚火をして家富めるものは何百束を焚いたとて多きを誇る風があつた(西遊記續篇)といふ。以上の島々は鹿兒島縣大島郡に屬するのであるが、同縣熊毛郡は鳥銃の傳來を以て名高き種子島と屋久島とより成り、古くは

多禰(又多織)國とせられ、屋久は琰玖(又益救)とし久しく種子島氏の所領となつて居つたが、此種子島氏も亦平家の殘黨なりとの傳説ありて一族壇ノ浦に滅び、清盛の孫左馬頭行盛の子、襤褓の中にあつて母と共に難を遁れ、北條時政の養子となり種子島に封ぜられたのが、肥後守時信で後に信基と改めて種子島氏の祖となつたといふ。吉田東伍氏はこれら海島に於ける平氏の末裔に就て按するに、南島並に薩隅二州の舊家、多く平家の遺裔と稱す、皆な信據に足らず、蓋し古郡領在廳下司等の家筋にして、平家以上の舊家なるを後世、其の本を忘れて、家祖を平家の殘黨に托するに似たり、種子島氏の如き川邊平氏の多禰次郎有道に出つともいふもの稍々實に近し(大日本地名辭書)といはれて居る。此の島は維新前までは頗る日蓮宗盛んにして、他の宗派を見ない有様であつた、それは島内安房村農家の子にして日蓮宗の寺に入り、僧となつて名を日章といひ、長じて京に上り、本能寺にあり、四書の講義を藤原惺嵩に聽き、後ち召されて島津氏の藩儒となり號を如竹といひ、「四書新註」「周易傳義」等の板行を企て、後、屋久島に歸りて島民を德化し、明暦元年八十六歳を以て歿せし高僧の感化によ

るので、此島には老杉薈として茂りしを島民神木として之れを伐らざりしを山神を祀るの法を教へて之れを伐らしめしも此人である（和漢三才圖會）維新の廢佛毀釋によつて此宗は衰へ、今は神道や眞言宗が多くなつたといふことである。此島の風俗としては路に花上げ場なるものがあつて、道行く人が路傍の植物の枝を採つて、後からく積上げて行く一定の場所で、道の茂りを切り廣げる爲めに自然に此の如く枝を折るの風習を生じたのではない（郷土研究二二〇）と云はれて居る。今「俚謡集」により此地方の家祝、船祝、網祝其他一般祝儀の席上にて謡はるゝ祝の歌を擧げて此章を終ることとする、此祝の歌は「金のなる木節」とて

金のなる木を一本ほし、植えて、ヨイヽ育て、様にあげう。

屋久の御嶽をおろかにや思ふな、金のヨイヽ藏よりなほたから。

等を謡ひ、引續き「またら節」とて

酒にもろはく、肴にやまだらいかな、ヨイヽ下戸衆も三つあがれ。

常にやあがらずと、今宵はあがれ、そなたヨイヽ御馳走に取り寄せた。

五島平戸で立てたるはしら取るはヨイヽ大阪の新川で、
等を謡ふのである。

* * * *

上來三卷に亘り關東、奥羽、中部（東海、東山）、北陸并に近畿、四國、中國、及び九州に於ける風俗の概觀を叙述し丁つた。もとより大體の觀察であるが、これによつても略ぼ其の地方的色彩を認むることが出来るであらう。併し時はしばしも止らず、風俗も亦日一日と變り行くのであるから、本書に傳ふる所も亦既に過去の夢として唯だ昔の語草となつたものも少なくなからうが、其の面影は尙ほ痕を新らしき風俗の中に遺すものも多ければ、更に之れを訂正し、追加して行くのは著者が一代の事業とする所である。若し其れ奥羽の風俗と密接の關係ある北海道、樺太、九州の風俗に影響し來れる琉球、臺灣及び新に併合せられたる朝鮮等に就ては近く續日本風俗志を著はして之れを叙述することとし、暫く筆を此に擋く。

日本風俗志 下巻（畢）

日本風俗史下巻

大正七年八月五日印刷
大正七年八月十日發行
大正八年四月五日再版

定價 金參圓五拾錢

著者 加藤咄堂

發行者 東京市京橋區桶町十五番地

株式会社 大鐙

取右代表者久世勇三

東京市京橋區西紺屋町二十七番地

印刷者 高桑基次

印刷所 秀英閣

東京市京橋區西紺屋町二十七番地

振替 東京三三六一八

電話 東京（京橋）一一一三

大阪二七一五五

電話 大阪（南）一八〇三三

發行所

東京市京橋區桶町

株式會社

大鐙

閣



加藤咄堂著

四六版全一冊

總クロース装钉
定價金圓五拾錢
郵稅八錢

修養百話

新刊——大好評

雪花悉く六瓣、荷葉皆團々、古聖の説く所、先賢の示す所、その道は一、千言の岐路萬語の傍經も、行き行きては終に坦々たる大道に通ぜざるはなし、予が平生言説する所敢て他事なし、淺學岐路に迷ひ、不才傍徑に彷徨するも、斯の一途に出んとするに外ならず……即ち氏が四時の言説、辨論收めて本書一卷にあり、人は人也、神に非ず、獸に非ず、神たらんとする理想は獸にも似たる慾望を經緯して人事を紛糾せしめ、世態萬狀、頗る其觀察を苦むるも其間一條向上の大道を辿るべし、本書は主として現實に立脚して此の理路を指示せんとしたるもの、金を説き、族を説き貧乏を説き、戀を説き、女を説く、その文は平淡にしてまゝ奇骨の綴々たるものあり。

改訂増補新裝成る

浮世百態觀

四六版全一冊

鎌井克之畫伯裝釘
定價金圓六拾錢

郵稅八錢

株式大燈閣發行

東京市京橋區桶町
大阪市南區三休橋詰

振替口座東京三三六一八番
大阪二七一五五番

終

